

## 第404回南国市議会定例会会議録

第4日 平成30年9月13日 木曜日

### 出席議員

1番 神崎隆代	2番 植田豊
3番 浜田憲雄	4番 山中良成
5番 岩松永治	6番 西川潔
7番 土居恒夫	8番 高木正平
9番 有沢芳郎	10番 中山研心
11番 前田学浩	12番 村田敦子
13番 岡崎純男	14番 小笠原治幸
15番 野村新作	16番 浜田和子
17番 浜田勉	18番 土居篤男
19番 福田佐和子	20番 西岡照夫
21番 今西忠良	

—\*—

### 欠席議員

なし

—\*—

### 出席要求による出席者

市長 平山耕三	副市長 村田功
参事兼総務課長兼 選挙管理委員会事務局長 西山明彦	参事兼財政課長 渡部靖
参事兼企画課長 松木和哉	情報政策課長 原康司
危機管理課長 山田恭輔	税務課長 高野正和
市民課長 崎山雅子	子育て支援課長 田内理香
長寿支援課長 島本佳枝	保健福祉センター 所長 高橋元和
環境課長 谷合成章	農林水産課長 古田修章
建設課長 西川博由	地籍調査課長 横山聖二
都市整備課長 若枝実	上下水道局長 橋詰徳幸
会計管理者兼 参事兼会計課長 橋田裕子	福祉事務所長 岩原富美

教 育 長	大 野 吉 彦	教 育 次 長 兼 伊 藤 和 幸
生涯学習 課 長	中 村 俊 一	学 校 教 育 委 員 長 細 川 千 秋
農 業 委 員 会 長	土 橋 愛	監 査 委 員 長 小 松 和 英
事 務 局 長		消 防 長

＊

#### 議会事務局職員出席者

事 務 局 長	秋 田 節 夫	次 長	公 文 知 子
書 記	門 脇 智 哉		

＊

#### 議事日程

平成30年9月13日 木曜日 午前10時開議

#### 第1 一般質問

＊

#### 本日の会議に付した事件

##### 日程第1 一般質問

＊

午前10時 開議

○議長（岡崎純男） これより本日の会議を開きます。

＊

#### 一般質問

○議長（岡崎純男） 日程により一般質問を行います。

順次質問を許します。7番土居恒夫議員。

〔7番 土居恒夫議員発言席〕

○7番（土居恒夫） おはようございます。

熱中症と言いながら、いつの間か空も高くなり、そしてヒガンバナが咲き出しました。すっかり秋になりまして、3日目の初日を務めさせていただきたいと思います。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきたいと思いますが、重複する質問が多いと思うので、皆様方、大変あれですけども、お聞きください。

最初は、交通安全対策についてお伺いします。

小項目の1で、公用車へのドライブレコーダー設置について質問させていただきます。

初日の植田議員への質問と重複します。そして、総務課長の予算範囲内で順次設置してはと考えると回答がありました。私なりの目線で質問をしたいと思います。

昨年、安全運転の意識の高まりに伴い、ドライブレコーダーの搭載が、急速にトラックやバス、タクシーなど事業用車両に設置が進んでいます。また、個人でも設置した車両がふえてきています。公益法人全日本トラック協会の平成26年度ドライブレコーダーの導入効果に関する調査報告書によりますと、運転者の安全意識が高まったと答えた事業所は全事業所の72%、安全運転指導に活用できたとの回答には60%の回答があり、映像が事故処理に役立ったとの回答には40%という結果が報告されています。このようなことから、ドライブレコーダー搭載による効果が期待されています。本市の公用車には、マイクロバス、スクールバスなど専門に運転手がついて利用されている車両と、各課で公務のため職員などが利用する車両があります。そこで、本市のドライブレコーダーが設置されている公用車、また未設置の公用車の状況についてお聞かせください。

○議長（岡崎純男） 総務課長。

○参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長（西山明彦） おはようございます。土居恒夫議員の御質問にお答えします。

植田議員の御質問にもお答えしましたが、現在、本市の公用車につきましては、マイクロバスと総務課所有の公用車1台にドライブレコーダーを設置しております。そのほかにはまだ設置されておりません。なお、消防署におきましては22台中9台、それから消防団のほうで23台中12台に設置しております。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 土居恒夫議員。

○7番（土居恒夫） ありがとうございます。先ほども言いましたが、おとといの植田議員のお答えで、予算範囲内で順次設置してはと考えておりますが、具体的にどのような時期とか、その辺をお聞かせください。

○議長（岡崎純男） 総務課長。

○参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長（西山明彦） まだ具体的になかなか検討してないですけども、例えば車両の更新時、買いかえるとき、それから走行距離が多い公用車というような形で、順次設置していければと考えております。

○議長（岡崎純男） 土居恒夫議員。

○7番（土居恒夫） 優等生みたいな答えでございましたが。走行距離とか更新時にはぜひ、結局はまだ調べられてないですよ、更新時というのは。何台か来年度には、新年度にどれぐ

らの更新時の車があるかというのは、具体的にはまだ決められてないですか。

○議長（岡崎純男） 総務課長。

○参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長（西山明彦） 申しわけございません。そこまではまだ調べてないです。申しわけありません。

○議長（岡崎純男） 土居恒夫議員。

○7番（土居恒夫） わかりました。設置する気持ちがあるという捉え方で、よございますね。では、本市における公用車の事故状況などについてお聞かせください。

○議長（岡崎純男） 財政課長。

○参事兼財政課長（渡部 靖） 保険の関係で財政課のほうで事故報告を受けておりますので、御説明いたします。消防車両を含め公用車による事故件数は、平成28年度が全体で23件、うち損害賠償に至った件数なんですが、物損事故が3件、人身事故が1件の4件。29年度におきましては全体で19件、うち損害賠償につきましては、物損事故が1件のみとなっております。本年度は、8月31日現在で件数は11件、損害賠償に至ったような事故は発生しておりません。近年、損害賠償が発生する大きな事故が続いておりまして、議会のたびに報告させていただいたということが御記憶にあらうかと思いますが、このため、日ごろから注意喚起を行い、昨年度は、市有物件災害共済会職員による交通安全研修を2日間で4回開催いたしました。これらの取り組みにより、人身事故や物損事故は減少しておりますが、いわゆる自損事故はなかなか減らないのが現状でございます。

○議長（岡崎純男） 土居恒夫議員。

○7番（土居恒夫） ありがとうございます。早くも、どうですか、今11件ということは、一月に約1件ちょいは自損事故を起こされてるということですね。最近、専決処分で見かけないのでどうなったかと思いますが、いわゆる損害保険にかかわる事案がなかったということですが、それに至らないまでの大変多くな事故を起こしてるような状況がわかりました。公用車にドライブレコーダーを設置することにより、運転する職員の安全運転の意識を向上させるとともに、事故が発生した場合の責任の明確化と処理の迅速化という副次的な効果もあります。また、ドライブレコーダーは、移動可能な防犯カメラとしても非常に有効です。設置車両へステッカーを張ることにより、犯罪抑止や犯罪解決に役立っています。特に最近問題のあおり運転など、悪質ドライバーによる走行妨害にも抑止力となるでしょう。

そこで、公用車のことはわかりましたけども、育成センターに青パトがあると思うんですけども、この青パトに設置するような計画はないでしょうか。

○議長（岡崎純男） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村俊一） 少年育成センターの使用しております青色回転灯パトロール車につきましては、市内パトロール、登下校補導活動など、市内至るところを走行しており、安全運転励行はもちろん、先ほど議員おっしゃいました防犯カメラとしての機能も果たすものと考えます。平成29年度の青色回転灯パトロール車の走行距離は6,382キロでございました。市の保有する車両の中での優先度につきましては、安全運転管理者である総務課長と協議をしております。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 土居恒夫議員。

○7番（土居恒夫） ありがとうございます。積極的な総務課長とぜひ御意見をかわしていただいて、お願いいたします。

そこで、千葉県の市原市では、ドライブレコーダーの活用による犯罪と交通事故抑止に関する協定を、ドライブレコーダーを導入している公共機関や企業と共同体制を構築しています。市原市の危機管理課の協定を御紹介しますと、もし犯罪や事故が発生した場合には、ドライブレコーダーに記録された情報を市原警察署からの求めに応じて提供していただき、事件の早期解決、被害の拡大防止を図っていくこと、またドライブレコーダー搭載車が、昼夜を問わず市内の至るところで走行していることを多くの市民に知っていただくことで、犯罪防止の強化を図っていくことを目的としています。そして、この協定には市内約200の企業が参加しているため、これまで以上に地域住民の安全確保が図られますとあります。このような共同体制の構築が、犯罪や交通事故の被害を防止するためには必要と思われませんが、御見解をお聞きします。

○議長（岡崎純男） 総務課長。

○参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長（西山明彦） ただいま土居議員から御紹介をいただきました事例につきましては、確かに防犯、あるいは交通事故の抑止効果という意味で非常に効果が見込まれるというふうに思います。安全・安心なまちづくりに向けて有効であるというふうに思います。したがって、関係機関、南国警察署等とも協議も行っていければというふうに考えております。以上です。

○議長（岡崎純男） 土居恒夫議員。

○7番（土居恒夫） ありがとうございます。よろしく申し上げます。

関連で、この件では最後ですが、本市の公用車の利用時に運転免許証の所持、有効期間、酒気帯びなどの体調確認など、万が一に備えてどのような無事故対策をされているかお聞きします。

○議長（岡崎純男） 総務課長。

○参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長（西山明彦） 以前の議会で岩松議員の御質問、御指摘によりまして、運転免許証の有効期限の確認につきましては、各所属長において年度当初に所属職員の運転免許について確認するよう、周知徹底を図っております。今後、御指摘いただきましたような日々の運転時における運転者の体調等の確認につきましては、なお一層徹底していくように努めてまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（岡崎純男） 土居恒夫議員。

○7番（土居恒夫） ありがとうございます。私どもなんかも気をつけんといかんのですが、酒気帯びなんか特に気をつけないといけないと思っております。先ほど、ことしに入って11件という事故も起きてます。これはドライブレコーダー取り付けにより抑止になるかわかりませんが、これ以前に各職員の運転のマナーとか、そのことを日ごろから交通事故を防げるように徹底して行うようお願いいたします。

続きまして、2番目の通学路の安全対策についてお伺いします。

十市小学校、稲生小学校、日章小学校、国府小学校、久礼田小学校などは、県道また主要地方道に隣接をしています。また香長中学校も同じであります。そのことは絶えず車からの危険と隣り合わせで通学していると言えるでしょう。このほかでも、大篠小学校も住宅地の中にありますが、道路は通っております。

では、私のほうに身近にある十市小学校と、そして稲生小学校の現状についてお話をいたします。十市小学校の北側には県道栗山大津線が通っており、北門前には押しボタン信号があり、登校時には校長先生を初め多くの方が交通指導に当たってくれています。この場所は県営住宅から通う児童にとって最適な場所なので、大変多くの児童が利用する場所です。同じように、稲生小学校の正門前の南側に主要地方道、土居五台山線が通っています。この主要地方道、土居五台山線は、十市の県道栗山大津線と比べると狭隘な道路です。しかし、この狭隘な道路も2車線の広い道路でも同じようなことが起きていて、そのことが児童の通学に危険性をはらんでるわけです。そのわけは、2つの道路とも、他地区からの通勤コースに使用されていて、大変猛スピードで通行していきます。県警などにたびたび取り締まりを要望しても、なかなか実現をしません。大きな事故を引き起こしかねません。そこで、事故の未然防止策として、十市小学校、稲生小学校の道路標示を要望したいと思っておりますが、御見解をお伺いします。

○議長（岡崎純男） 建設課長。

○建設課長（西川博由） 土居議員の質問にお答えいたします。

通学児童の安全を守るために、ドライバーに気づいていただく方法といたしましては、路側部のグリーンラインであるとか、交差点部をカラー化する路面表示は効果があると思われま。通学時の安全確保につきましては、南国市小中学校通学路安全対策連絡協議会におきまして、市教育委員会、建設課、県中央東土木事務所、南国警察署が合同で行っております南国市小中学校通学路合同点検により、各学校から要望のあった交通上の危険箇所について、現地確認をして対策を協議し、計画的に実施しております。ぜひ要望を上げていただければと思います。以上です。

○議長（岡崎純男） 土居恒夫議員。

○7番（土居恒夫） ありがとうございます。最近では3Dによる交通標示とか、いろんな大変変わったものもあります。そして、十市小学校までの間に十市保育園もあるんですけども、これは園児の危険性というか、送り迎えの車が大変危険な目に遭っております。私も事故を目撃を実際しております。そういう意味で、本当に大事故にならない前に、ぜひとも対策をとっていただきたいと思っております。稲生の件もありますけども、校長先生もたびたび歩道の連絡協議会の中でこの安全対策については声も上げられております。教育委員会のほうに届いてると思いますけども、ぜひとも早急に、この危険をはらむようなことを除去をしていただきたいと思って、これは終わりたいと思います。

続きまして、3番目に中学生のヘルメットについてお聞きします。

中学生の通学用ヘルメットは、鳶ヶ池中学校を除いて着用されています。本市における中学生の通学用ヘルメットの着用は、当たり前のことだと気にもとめていませんでしたが、このことは大変すばらしい取り組みだと改めて思いました。というのも、昨年、高知市横浜の主婦が、息子さんの自転車事故をきっかけにして、ヘルメット着用を呼びかける運動を広げていることを知り、高知市では中学生が通学用ヘルメットをかぶっていなかったんだとわかったからです。そう言えば、思い起こしますのに、昔、うちの娘が高知市内へ自転車で行っているときにヘルメットをかぶって行ったら、お父さん、ヘルメットをかぶっちゃうは香長の子だけやったでと言ったことを思い出しました。

今さらと思いますが、自転車事故について調べてみたいと思います。自転車事故における死亡者のうち64%が頭部損傷、そして頭部損傷による死亡者のうち98%がヘルメットを着用していなかったという事例があります。もし仮にヘルメットを着用していたら、その死亡率は約4分の1まで下がると推定されます。この命を守るヘルメットの着用率をさらに上げるために、提案をしたいと思います。現在の通学用ヘルメットを丸形のタイプから格好よいおしゃれなス

ポーツタイプのヘルメットに変えてみたらどうかと思いますが、どうでしょう。

○議長（岡崎純男） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸） 土居議員の御質問にお答えいたします。

南国市では大きな重大な自転車によります事故等の報告はございませんが、昨年1月に、先ほど土居議員がおっしゃられましたように、高知市内の男子中学生によります事故は記憶に新しいところでございます。こうした痛ましい事故を防ぐためにも、みずからの命を守る安全教育の推進とともに、ヘルメットの着用率の向上というのは大変重要なことであると考えてございます。

現在、4中学校が使用しておりますヘルメットは、それぞれの中学校が選定しているものでございますが、御提案いただきましたスポーティーでアウトドア的なヘルメットの着用につきましては、これまで御意見や議論はなかったように受けとめております。従来使用しておりますヘルメットに比べまして、デザインやカラーも多種多様でやや金額も高額となりますので、保護者の理解を得るということも踏まえまして一足飛びにはいかないかとは思いますが、着用率の向上を目指しまして、各学校、各PTAでも議論をしていただくように取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 土居恒夫議員。

○7番（土居恒夫） 質問のペーパーには前向きな御答弁とありましたが、前向きでよろございますね。ありがとうございます。

愛媛県では、自転車立県ということで、ヘルメットを県庁の職員なんかも率先してかぶったところ、高校生の9割以上が着用して通学をしております。スポーツタイプは、先ほどもおっしゃってましたように、格好いいのもすぐれ、そのほかに通気性もすぐれ、熱中症から頭を守ってくれたり、ひさしのついたものであればUV効果にもなるようなことが言われております。そして、ドライバーによく目立つと思いますので、事故を未然に防止できるということにもつながると思います。そして、早速けさの新聞に、高知県議会の自民党が自転車のヘルメット着用を条例を出すということで載っておりました。

ちょっとお願いしたいのは、この自転車の条例化とともに自転車の損害保険、これは以前にも前田議員そして私も質問をさせていただいたと思いますけども、高額な賠償の判例も出ております。自転車というのは大変凶器になります。ここで自転車保険というのは、今までと違いまして大変安くなっております。ですから、ぜひともこの自転車損害保険の加入を義務化するべきだと考えますけども、その辺でちょっとお願いしたいと思います。

○議長（岡崎純男） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸） 自転車保険の加入につきましては、最近の重大な自転車事故を受けまして、教育委員会としまして、校長会等を通じまして保護者の積極的な加入をお願いをしております、各学校もそれを受けまして、保護者の方々に積極的な加入を勧めていただいているところではございます。土居議員さんおっしゃられますとおり、義務化となりますと、財政的な措置も踏まえまして、保護者への負担だけでは、これは御理解いただけないと思いますので、財政的な委員会としましての措置も踏まえまして検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 土居恒夫議員。

○7番（土居恒夫） ありがとうございます。財政的な措置も含めてということは、大変有意義なことだと思います。これは義務化という、どういいますか、車のように強制的なあれではありませんから、保護者に呼びかけていただくのも一つですけれども、そういう財政的な支援とか考えていただきましたら大変ありがたいことだと思いますので、ぜひとも前に進めていただくようお願いいたします。

それでは、続きまして2問目の選挙についてお伺いします。

これも今西議員のほうから丁寧な質問もありました。そして、非常に選管の委員長からも前向きな答弁もいただきました。ほいで、重複しますけれども、ちょっと気になったといえますか。1つ、期日前選挙の場所が地下室と言いますか、地下1階、地下室と言うたら変なですが、地下1階だということですが。選挙へ行くのに地下で投票するというのも、何か暗いなと思って。ほかにどこか、例えばこのあたりにないでしょうか。

○議長（岡崎純男） 選挙管理委員会事務局長。

○参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長（西山明彦） まず、本庁舎で検討しまして、それから近くということで、水道局庁舎のことを言われゆうのかなというふうに思いますけれども。水道局庁舎も2階の会議室がありまして、エレベーターもあるということであれですけれども。それから、もう一カ所は共済組合のNOSA Iの会議室もありますけれども、NOSA Iのほうはエレベーターがないですので、まず除外ということで。それも含めて検討しましたけれども、確かに言われますように地下っていうのはちょっと圧迫感もあってあれなんですけれども。例えばきょうのような雨天の場合に、期日前投票に来られる方、特に御高齢の方でありますとか、体の不自由な方というのは、車椅子で来られるというのは結構多くて、当日の投票所ではなくて期日前投票、市役所の庁舎で投票するっていう方が結構多くございます。そうい

う意味で、雨天の場合に雨よけですね、本庁舎のほうには前に日よけがあつて、ぬれずに車からおりて入れるというところがございます。水道局庁舎にはそういったところがないので、やはり、どちらかといえば本庁舎がいいのではないかとということで検討しました。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 土居恒夫議員。

○7番（土居恒夫） わかりました。雨よけの対策、とるかとらないか、わずかな距離なんで、地下へ行くこととどちらがどうかということもなお、もう一度、再度検討していただきたいと思ひます。

そのほかに、今西議員もおっしゃってましたけども、大型の商業施設、昨年はイオンが全国的にやられたと思ひますけども。けどあそこでも、1度ちゅうか何かの場合でやめたケースもあります。きのうもおっしゃってましたけども、1回やって、あこでやらなかったというのは、市民に対してのそんなことはおかしいんじゃないかとおっしゃいますけども、周知すれば簡単なことで。秋田県なんかによりますと、期日前投票が全国1位がありまして、そこなんかはスーパーでやりますと、スーパーが特売セールを逆に構えると。そうすると特売セールも両方相乗効果があつて、買い物ついでにやっていくと。スーパー側も大変喜んでるという事例もありますし。今やもう一般的にスーパーでやって、催事場はもっと手前に、特にわかつてる県議選とか、我々も含めた市議選なんかも前もってわかりますから、大型スーパーあたりに何日かあけてくれということもできるかと思ひます。これもやはりやる気の気持ちであつて、旧態依然じゃなくて考えてみるということで、ひとつ前向きに検討していただければと思ひます。これにつきましては、お答えは要りません。

それに、あと1つ提案ですが、投票率を上げるために、銀行のキャッシュカードの窓口とか、あるいはスーパーのレジの横とか、ごみステーションとか、コンビニのレジの横なんか、何日投票ですとかいうステッカーやるのも一つの、そんなんも啓蒙でいいんじゃないかと、わずかなことですが、ちょっと提案したいと思ひます。

○議長（岡崎純男） 選挙管理委員会事務局長。

○参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長（西山明彦） 今、土居議員から御提案がありましたステッカーということですが、これまで当委員会のほうで検討したことがございせんのでした。確かに少しでも投票率向上に向けての効果があるのではないかなというふうに思ひますので、ちょっと今後、そういった提案があつたということをお委員会に報告して、検討していきたいというふうに思ひます。

○議長（岡崎純男） 土居恒夫議員。

○7番（土居恒夫） ありがとうございます。先ほど言いましたように、市民が必ず利用されるようなところがあれば、意識的に目にすると思いますんで、投票率もわずかながらふえると思います。

それでは、関連で子ども議会について質問いたします。

子ども議会と言おうと思ったんですけども、どうもちよっともう目線を変えてみまして、余りにも先生方の多忙なこともありました。我々議会運営委員会の視察で彦根へ行きまして、子ども議会の仕組みについて、議会だよりから見させていただきましたら、大変な御労苦をされているようで。彦根市は10回を数えておるんですけども、これを見ますと、今の小学校、学校現場ではなかなか厳しいようなことも思ひまして、今回の質問は子どもの議会ということで質問をさせていただきます。これは、もし仮に、例えば今現在やってます、市長が参加されてます「ドリームトーク」中学校の、これの何か進化形みたいなのを、この議会でやれないかなと思って、御質問はさせていただきました。御答弁をお願いします。

○議長（岡崎純男） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸） 子どもの議会につきまして御答弁申し上げます。

平成9年度から開始いたしました「ドリームトーク」も、前市長から平山市長へと引き継がれてきて、歴史のある学校行事となっております。土居恒夫議員におかれましては、今年の9月議会でも子ども議会の開催につきまして御提案をいただいたと承知をしております。来年度、市制60周年記念事業の一環としまして、中学生のドリーム議会との御提案でございますが、中学生がこの議場で平山市長、並びに執行部との意見を交換できることは、本市の中学生にとりましても大変意義深いことであると考えております。しかしながら、繰り返しにもなりますが、今の学校現場におきましては、働き方改革によります子供たちと向き合える時間の確保が求められる一方で、新学習指導要領の改訂に伴いまして、教育課程の編成や、それから授業改善、さらには授業時数確保のための大変厳しい現状にあることも御理解をいただけるものと存じております。こうした現状も踏まえまして、現在行っております「ドリームトーク」を議会スタイルで開催できるかどうかにつきまして、再度中学校とも協議をしてみたいと考えております。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 土居恒夫議員。

○7番（土居恒夫） ありがとうございます。確かに働き方改革で残業時間が、中には、きょうもやりましたね108時間超えるという大変苛酷な労働条件で先生方もやられています。そこ

でちょっとヒントになるのが、その小学校ではOBの方に事務的な、例えばコピーをするとか、ここの授業で使うからここをコピー頼むとか、そんなことが積極的にOBの方を入れられて、残業時間を減らされているような、これはまた改めて次回でも質問させていただきたいと思いますが、このOBの方々に御協力いただいて「ドリームトーク」をするようなことも、一つの手じゃないかなと。「ドリームトーク」今までそんなに複雑なことでもないと思いますし、子供たちが自由闊達な意見を言われてます。これにつきまして、ちょっと入ってなかった、ちょっと市長、一言どうでしょう。

○議長（岡崎純男） 市長。

○市長（平山耕三） 「ドリームトーク」は、今年私も初めて中学校へ伺ってさせていただいたところでございます。非常に中学生の率直な意見にお答えすると、刺激的な環境でございます。それにつきましては、私、議会でやるということも、それも一つの案であると、それだと思います。学校現場のその状況にも合わせて、それは検討させていただきたいと思います。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 土居恒夫議員。

○7番（土居恒夫） ありがとうございます。そういった面でOBを活用というのも一つのあれだと思いますので、お聞き入れいただいて。ぜひとも、これ60周年と言わず、60周年が一番期は期ですけども、61年でも構いませんけども。子供たちの声を聞くということは、子供たちが発言したことによって、南国市の住みよい、僕らが言ったことをやってくれたと、そうすると政治への身近な関心を生み、必然的に投票率も上がるし、将来的に南国市をよくするという、子供たちの芽生えがあると思うんです。この議会を通じて、中学校でもいいですけども、やはり現場をここに変えて、ぜひとも4中学校の闊達な意見を聞き取るような状況をつくっていただきたいと思います。よろしくお願いします。

最後の3点目に、文化・芸術の質問をしたいと思います。秋ですから、文化の、芸術の秋と言いますが、

最初は、歴史ある南国市展。この南国市展はことしで58回を迎えて、文化の最大イベントであります。ことしも園児から大人の方々が制作に励まれていることと思います。さて、今回の質問は、作者の制作意欲に水を差すつもりはありませんが、60年近く続いているこのイベントもそろそろ模様がえの時期に差しかかってきたのではないのでしょうか。私も各地に審査員としていろいろ呼ばれておりますが、各地とも、西洋画、日本画、そして陶芸、いろんな分野でも年々、人口減少とともに作者の出品数が減っております。これはもう時代の趨勢でいたし方な

いかと思いますけども、例えば南国市展におきますと、私は専門部員に呼ばれてはおりませんけども、なぜか呼ばれてないですけども、出品数から見ますと、恥ずかしい話、五、六点なんです。五、六点に審査員をわざわざ呼んで、謝金はどれぐらいか知りませんが、私なんか行くと大体3万円ぐらいはいただいておりますけども、南国市展でどれぐらいか、3万円としても、4点の審査をするのに3万円出すというのも、何か費用対効果としてそろそろおかしいんじゃないかと。

そこで、この質問をしたいのは、高知市では無審査形式のアンデパンダンという方式をとっておりまして、いわゆる出品自由。分野は分野であるんです。分野は分野でありまして、出品料ももちろんいただきます。ただ審査がないということで、大変自由な作品も出されております。審査するという事は、それなりに出される人も構えて、それはそれで気持ち的に賞をもらいたいという制作意欲につながることはつながりますけども、もうそろそろそんな時代は終わってるんじゃないかと。高知やったら高知県展がありますから、そこへ出していただく。あるいは女流展、オールドパワー展というもろもろの賞をもらう、賞を競うものもあります。ですから、その方々はそっちのほうを向いていただいて構いませんけども、南国市展はそういうアンデパンダン方式でやっていただいて、自由な作品をもらおうと。この辺は、逆に賞はどうするかという、例えばギャラリーといいますか、見に来られた方が洋画ではこの作品がよかったねとかというのを投票していただいて、それを一番多かった方に何か市民には賞品を贈るし、賞品というか商品券でもいいです。その一番の方の作者にも何か記念品を贈るというふうなことに変えてみたらどうかと思って提案をしたいと思いますが、御意見をお聞かせください。

**○議長（岡崎純男）** 生涯学習課長。

**○生涯学習課長（中村俊一）** 市展における無審査、アンデパンダン形式への変更の御質問でございました。第57回南国市美術展覧会、一般の部でございまして、一般の部への出品数、審査対象点数でございまして、196点、前年比マイナス13点でございまして、200点を下回ってまいりました。また、出品者は166人、これは前年比マイナス41人でございました。模様がえとの話がございましたが、何らかの変革が必要な時期に差しかかっているとの認識はございます。今年度、第58回を迎えるわけでございまして、既に実行委員の委嘱を終え、実行委員から御推薦いただいた審査員の方には既に内諾を得ておりますので、アンデパンダン形式につきましては、今回終わった後の実行委員会の反省会のようなものがございまして、そちらへ提案してまいります。また、庁内でも議論を行ってまいります。

また、ギャラリー投票のお話がございました。投票を行う方が十分にいらっしゃるのか、見

きわめがないと、10点とかで賞品を獲得したとかいうこともちょっと寂しい話でございますので、ある一定の投票があった作品について、何らかの賞品、景品のようなものが与えられるべきなのかなと考えております。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 土居恒夫議員。

○7番（土居恒夫） ありがとうございます。ですから、まあことしはもう、あれです。来年もすぐにはいかんと思えますけども、これも60という節目で変えてみるのも一つの手じゃないかと思っております。高知市展なんかは、高知市文化振興事業団から委嘱を受けた各専門部員で、ボランティアで運営に当たってるわけです。ですから、そういう実行委員の運営を、当然南国市展もそうだと思いますけども、今言いました経費という点では、審査員の謝金、それとトロフィー、盾、これもばかにならない金額になると思っております。経費経費って余りしょぼくれた話ではいけませんけども、私なんか昔はトロフィーが欲しくて頑張った時期もあります。けど、今やもうトロフィー、盾、もうそろそろそういう時代じゃないかなと。何かちょっと時代が変わってきてるんじゃないかと思っておりますので、その辺も踏まえまして、60回目に何か考えてみるということを提案したいと思います。

そして、もう一つには、現在、小中学校なんかにも図工のような美術形式の授業が大変少なくなってるように思います。高知市展のことばかり言って恐縮ですが、高知市展では、あなたダビンチぼくピカソということで、子供たちのアートイベントを幼児から小学校6年、高学年まで、中学生の初めでも構いませんけどもやっております。これ、大変盛んな事業になってまして、ことしも行いましたが、ブースを構えまして各部門でいろんなものを取り組みをしまして、子供たちがワンコイン500円で買って、それをパスポートにしまして、各部門へここぞとばかり走って行って作品をつくっております。大体1時から4時ぐらいまで3時間の間、それを各部門をやっておりまして。ことしは参加者378名、延べにしますと3,574人という、ですから10部門回ってますから、各子供たちが全部のブースを回るわけです。このようなことを南国市展でも、これからものづくりのまちを目指す、海洋堂が来てそういうふうなことをやっておりますと、その辺とのコラボ的なもので、何かそういう場所を構えて子供たちのイベントをやってみたらどうかと思うんですけども。南国市展の会場スポーツセンターは冬場ですから寒いので、高知市展の場合は外のかるぽーとの前でやってますけども、外では難しいと思います。例えば、中の部屋を一部屋借りて、半日借りて、何か汚れても構わないようなことを、子供たちの遊びの場をつくってみてはどうかと。これもことしはもう無理ですから、ぜひともそういうことも提案をしたいと思えますが、御見解をお聞きします。

○議長（岡崎純男） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村俊一） 高知市のイベント、私自身見たことはございませんが、お話を聞いて興味が引かれたことは事実でございます。高知市展は毎年5月から6月にかけての開催と思われませんが、来年、関係者とともに見に行ってみたいと思います。南国市で開催するとなりますと、専門部のブースを担当するスタッフの確保が課題となってくると考えます。教職員の中に造形教育研究部会というものがございまして、高校生の協力なども得られればなどは思うんですが、南国市展の開催時期がどうしても進学の時期に近いということがございまして。会期全体を見直すととなりますと、スポーツセンターでございまして、もう大きな柔道ですとか、そういう大会が10月、11月とかございまして、なかなか前倒しとなるとどこまでできるのかなという部分はございます。

スペースのお話がございましたが、市展の会期中はサブアリーナの使用をとめておりますので、床面に何らかの養生をすれば使用は可能だと思われまして、この点を踏まえて、また実行委員会なりに提案をしてみたいと考えております。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 土居恒夫議員。

○7番（土居恒夫） ありがとうございます。子供がアートに接するような事業等々が本当に減っていると思うんです。ですから、いろんな知識の中に、やっぱりアートというのは大変大事な子供たちにとっては要素だと思いますんで、ぜひとも子供たちが自由闊達にそういう遊べるような、半日でもいいですから、思い切り遊べるようなもの。ですから、先ほど課長おっしゃってました、各、日本画のブースとか、洋画のブースとかじゃなくて、別に何でもいいと思うんですよ。あるいは海洋堂さんも来ていただいて、何かでかい、巨大なガンダムつくるとか、何でもいいですけども、空き缶で何かつくるとか、そういうふうなものづくりの場を。ですから、ちょっと説明があれですけども、南国市展のあなたダビンチぼくピカソの中を言いますと、例えば我々日本画のブースだと、日本画を教えるわけやないですよ。ただ子供たちにブリキのバケツに絵を描かすとか、各ブースがそんな、メダルをつくったり、そういういろんな、漫画描いたり、あるいは植木鉢に絵を描かしたり、各ブースによっては、とにかく描かす、そういうふうな描かしたり、何か物をつくらせるというふうなイベントなんですよ。ですから、余り専門知識は要りませんので、ぜひとも高校生の応援等々、その時期も踏まえて、すぐにはあれですけども、ぜひともそういった面で、500円で参加、500円がいいのかどうかわかりません。500円になりますと、収入がこの前も全部で十何万円水揚げが上がりまして、各部門で分けて、いろいろ使い方は自由ですけど、そういうこともやりました。それは材料費引いて、そ

ういうこともやっています。ぜひとも、そういったイベントをやっていただきたいと思ひまして、これは終わります。

最後に、文化ホールについてお聞きいたします。

今議会の市政報告にありました中央公民館及び大篠公民館の、合築じゃなくて改築になってましたけども、改築について、基本設計、実施設計の準備を進めており、公募型プロポーザル方式で業者選定を行うとありましたが、そこでお聞きします。参加資格要件はどのようなものか、お聞きします。

○議長（岡崎純男） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村俊一） 基本設計、実施設計を委託いたします業者選定につきましては、先ほど議員おっしゃいましたように、公募で行うように予定をしておるところです。南国市の施設としましては規模も大きく、文化的行事を行うことができるホールも中に持たせることでありますので、こういった施設の実績を有する業者を広く募りたいという考えから、特に県内であるとか、四国内の業者に限るといった制限は設けておりません。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 土居恒夫議員。

○7番（土居恒夫） ありがとうございます。それでは、実績を有する業者ということで、安心はしました。県内にはなかなか最近、禰原の図書館とか、ほかに余りこういったホールの公共用の施設がいいのができてませんけども、制限を設けずにということでありまして、それはいいです。その附帯で、きのうですか、市長もCLTの活用もおっしゃってました。この文化ホールの中に、CLTとか木材を使うような、何か附帯条件を入れるようなお気持ちはないでしょうか。

○議長（岡崎純男） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村俊一） 当該施設は規模も比較的大きく、また用途としても多くの方数が一度に利用することが想定されます。耐火構造にいたします場合に、構造部材自体が木材とかでございますと、覆ったりする部分も場所によっては出てまいりますので、コストが、初期投資、ランニングコストとも高くなりますので、構造自体は鉄筋コンクリート、または鉄骨とした上で、壁面や床面、その他の部分で可能な限り木材を使うようなくりにしたいと考えております。以上です。

○議長（岡崎純男） 土居恒夫議員。

○7番（土居恒夫） それは床面、側面には木材使うのは当たり前だと思うんですけど、もうちょっと踏み込んだ、何かもっと特徴のある、そういうCLTとか、何か発想の提案も求めな

いですか。まあ、わかりました。その辺はいいですけども。

そこで、この基本設計、実施設計を決定する審査選考委員会というのは、どのようになっておりますか。

○議長（岡崎純男） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村俊一） 審査委員会のメンバーにつきましては、副市長、教育長、財政課長、生涯学習課長、都市整備課職員、総務課職員、教育研究所長から構成をされております。以上です。

○議長（岡崎純男） 土居恒夫議員。

○7番（土居恒夫） え。その中には何かもっと専門の。確かに職員といいますか、役所の偉いさんですから、そういう見識はあると思いますけども、そういったプレゼンとかというので大丈夫ですかね。例えば、ほかにはヒアリングなんか聞く場合に、職務経歴を持たれた、今言われた市長、副市長とかのほかには、例えば図書館の人とか、どう言います、ほかにもそういう建物にかかわるような仕事をされた方は、プレゼンテーションとかそのようなことを意見を聞く会といいますか、選考するようなメンバーではないと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（岡崎純男） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村俊一） 業者の選定につきましては、会社の規模、類似施設等の実績経験等を評価していくものですが、この中には、当然、職務経験のある職員も含まれております。

また、業者決定以後、実際に設計協議を業者との間でしていく際には、審査委員以外の職員、また外部の方の委員の意見ももとに作業を進めてまいります。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 土居恒夫議員。

○7番（土居恒夫） 決定されてから言いましたかね。決定されてからだったら、大変遅いじゃないですか。やはりここには実施設計、あるいはどう言います、基本設計のときに斬新的なこととか、そういうのを審査する目が備わった方のほうがふさわしいんじゃないですか。これは同じようなことで、そういう目が、副市長、自信ありますか。

○議長（岡崎純男） 副市長。

○副市長（村田 功） 自信があるかないかという御質問でございます。ただ、この公募型のプロポーザルも、委員会で決めるのは業者を決めるものでありまして、その段階で、その業者さんが実際にどういう形のものをつくるという、コンペ方式ではございません。あくまで会社の体制、実際にできるかという、会社を選ぶという思いでおりますので。そこで、例えばある設計会社がこういうものにするんだよと、パースを見せること自体が本来あるべき姿ではない

というふうに私は理解しております。

○議長（岡崎純男） 土居恒夫議員。

○7番（土居恒夫） 済いません、まさかこういう答えが来ると思っていませんでしたんで、プロポーザルということのを改めて考えますと、プロポーザルじゃないじゃないですか、それじゃったら。いわゆるプレゼン、こういうものをつくります、それが基本設計で、実施設計はある程度のまた、もっと具体的なことをやる。あくまでもこういうものをつくりますからどうでしょうかというヒアリング、いわゆるプレゼンテーションを構えて、それで決めるんじゃないですか。

○議長（岡崎純男） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村俊一） プロポーザルにおける業者選定につきましては、先ほど副市長からも触れましたように、会社の規模ですとか実績、あとは当該計画に対しての体制、意欲のようなものをお聞きすることもございますが。副市長が申しましたように、例えばコンペ形式できちっと模型のようなものを持ってこうこうですということで比較するんですが、プロポーザルは、それよりは業者選定を実績とか体制とかで評価、比較するものでございますので。業者選定の後、こちらの注文とかも聞きながら、実際協議に入っていくということになるかと考えております。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 土居恒夫議員。

○7番（土居恒夫） そのあたりで、しかし業者決めてから、何とか。昔盗人を捕まえて縄をなうみたいな、言葉悪いですけども、妙におかしいんじゃないですか。ある程度、やっぱり実施設計に至る前の公募のときに基本設計の案を出していただいて、実績だったらどこだってできるじゃないですか。実績で決めるだって、それは誰だってできますよ、実績で。じゃあ、どういう加点をするんですか。どんな加点ですか。

○議長（岡崎純男） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村俊一） 会社の実績、体制、そのほかに先ほど意欲ということをお答えをいたしました。この提案に対してどういった方針で作成していただけるかという点を何点かお聞きするようなことになってございます。基本設計と実施設計を一括して発注するものでございますので、基本設計の間にも業者と十分協議した上で実施設計に入るということになります。意欲といいますのは、この新しくつくるホールのこんな部分についてどのようなお考えをお持ちかということをお聞きするので、ちょっと言い方が足りなかったかもしれませんが、会社の大きさ、人数、実績だけで採点をするというわけではございません。済いません、言葉

が足りずに説明がわかりにくかったかと思います。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 土居恒夫議員。

○7番（土居恒夫） そりゃ意欲はどこだってあるでしょう。どうも何か納得いかんな。なおかつ、ちょっと私言うたように、もうちょっと選定委員とかを変えるお気持ちは、今言うたからあれですか、ないですか。

○議長（岡崎純男） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村俊一） 審査会の設置要綱は公布しておるもので、既に会合も1回開いております。先ほど申しましたように、業者選定の後、協議に入る際に、外部委員、あるいは庁内でほかの建築関係ですとか、今も建築関係は入っておるんですが、土木関係職員とかの意見ももとに作業を進めてまいりますとお答えをいたしました。プロポーザル自体につきましては、先ほど申しました点で比較選定をするということは、過去の庁内の事例にも倣ったものでございます。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 土居恒夫議員。

○7番（土居恒夫） 何か元気がなくなってきました。どうなんですかね。これ、本当に50年、100年とは言いませんけども、ほかにもっと聞いたかったことがあるんですけども、できてからの今後の運営を早くそういう組織をつくらんといかんじゃないかということを知ったんですけども、しょっぱなからこれじゃ、大丈夫かなと思って。市長、これ、50年に1度、あるいは60年、70年に1度の、本当に久々の、文化の殿堂ができるんです、市民期待の。それで本当にこういう、失礼ながら、今言われたようなメンバーで本当に立派なものが選定できますか。

○議長（岡崎純男） 市長。

○市長（平山耕三） 確かにやり方としてはいろいろあると思うんです。基本構想のようなものを立てて、こういうイメージでまたそれを具体化して基本設計、実施設計というステップを踏むというやり方もあろうかと思います。今回の場合は、今協議を進めているところでございますが、その中でこういった建て方とか、こういった要素が欲しいとか、そういう要望を今集めている段階であると思っております。そういう中に業者が入って、その要望をイメージして固めていくというやり方を今回とろうとしているんだと、私は認識しているところであります。できたものを見せてそれをコンペでやるということではなしに、そこはできる業者がその要望を聞いてつくり上げていくというスタイルで今回やろうとしていると私は思っております。ですので、こういうやり方もあると考えています。以上です。

○議長（岡崎純男） 土居恒夫議員。

○7番（土居恒夫） やはりこのような施設というのは、本当にやっぱり外観、設備、中身、魅力あるものでないといけないと思うんですよ。ですから、業者を決めた後で意見を出して、じゃあ四角い建物から三角の建物という、極端なことができますか。

○議長（岡崎純男） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村俊一） デザインという話ですが、当然コンペではございませんので、模型もございませんしパースもございません、イメージ図のようなものは可能と。これは他市のプロポーザルの技術提案書作成要領などにも基づいて、参考にして、うちの提案書の作成要領もつくっていきたいと思っておりますが。三角や丸いとかいうことの提案が実際あるかどうかもちろんわからないことですが、魅力あるデザインの中でも、私、以前、前田議員の質問にお答えしましたように、初期投資、ランニングコストとも余りかからないようにということで、そういった点も考慮しての業者選定としたいと考えております。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 土居恒夫議員。

○7番（土居恒夫） なかなかいろいろいい逃げ方をされますけども。いやだから、先ほど言われましたね、イメージ図も出せるんですか。出せるんだったら、要件の中にせめてイメージ図とか、だって業績とか実績とか意欲あるだって、誰だって書けるんじゃないですか。そこに何かコンセプト、あるいはそういう想像できるようなものがないと、どうやって判断するんですか。

○議長（岡崎純男） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村俊一） イメージ図を添付されてるものは他市の提案書の中にもございます。それと、先ほど意欲と申しましたが、その意欲っていう言い方がまずかったのかもしれませんが、どういうふうな市民にとってくつろげる、云々かんぬんとか、そういった提案を意欲といいますか、中に書いていただきたいというような様式を入れるような考えでおります。以上です。

○議長（岡崎純男） 土居恒夫議員。

○7番（土居恒夫） そういうのを絵に描いた餅と言うんですよ。例えば、こういうプロポーザルで本市でこうやってやられた、どこが、何かあります。

○議長（岡崎純男） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村俊一） 業務提案書の作成要領でお手本にしておるのは給食センターで、これは指名型のプロポーザルでございました。あと他市の公募型プロポーザルの事例を見て、

それをいいところは取り入れて、提案書を作成するようにいたしております。以上です。

○議長（岡崎純男） 土居恒夫議員。

○7番（土居恒夫） ああ、わかりました、給食センターか。だから、今言われたいいものを取り上げてったって。いいものを取り上げるのは逆じゃないですか、提案をする方はいいものを作って、こっちがいいものを取り入れてじゃないですよ。向こうから提案されたものを、本当に真摯に、これで大丈夫かというのをやっていかないと。意見が言われたとおり、業者の言いなりになるじゃないですか。それをだから、今言われたメンバーの方々に、そういう見る目がありますか。

○議長（岡崎純男） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村俊一） 先ほど申し上げましたメンバーにつきましては、それぞれプロポーザルの審査経験を有しておる職員もごございますし、都市整備課職員は実際建築サイドの職員でございまして、プロポーザルに係る見識は有しておるものと考えております。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 土居恒夫議員。

○7番（土居恒夫） プロポーザルに係る見識を聞いてるんじゃないです。そういう感覚をお持ちですかということですけど、これを言ったってもう仕方ないですけども、もっと時間を費やしたいですけども。本当に先ほど言いましたように、二度とこういう施設はできないと思っております。やっとな市民の待望の文化的な要素を持った建物ができるということです。今言われたように、給食センターであってはなりませんので、ぜひとも、もっと真摯に考えていただきたいと思って、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（岡崎純男） 12番村田敦子議員。

〔12番 村田敦子議員発言席〕

○12番（村田敦子） 日本共産党の村田敦子です。

質問の前に、北海道地震で被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げます。政府には迅速に切れ目のない救済対応をされることをお願いします。

それでは、第404回定例会一般質問3日目に、市民の方々の代弁者として通告に従い質問をします。

1問目は、防災対策について。老朽等の危険空き家の除去について質問します。

今にも崩れてしまいそうな空き家が自分の隣家だったとしたら、大風、大雨のたびに倒れかかってきはしないかと気が気ではないでしょう。ことしの夏のように、次から次へと災害が襲

ってきたら、心配を乗り越えてノイローゼになってしまいます。所有者が対処してくれればいいのですが、放置されたままでは危険です。2015年5月から施行となった空家対策特別措置法の適用で撤去することはできませんか。また、空き家解体補助金を適用できないでしょうか。

○議長（岡崎純男） 都市整備課長。

○都市整備課長（若枝 実） 御質問にお答えいたします。

まず、特措法による適用につきましては、まず建物を特定空き家にする必要がございます。特定空き家にするためには、まず所有者を調べて判明をした後、適切に管理していただくという指導を行います。それでも指導に従わない場合は勧告ということになります。それで、勧告してもなお従わない場合は、庁内で設けております検討会で検討いたしまして、それから県の空き家部会のほうにもただしまして、そこで決定するということとなりますけれども。なかなか、基本的には個人の住宅のことでございますので、個人が管理するっていうのが原則でございますので、粘り強く所有者のほうに撤去をお願いしていくということが基本になるかと思っております。そういった特措法による代執行ということも最終的には考えられますけれども、これまで全国的にもそういった、多少はございますけど、なかなかそこまで至ってないというのが現状でございます。本市としましては、粘り強く所有者の方に説得していくということでございます。

それから、空き家の除却の補助金のことに適用できないかということにつきましては、本市としましては、平成29年6月16日から津波浸水予測区域における老朽家屋の除却についての助成はしております。適正に管理されていない老朽空き家が増加することによりまして、災害時の避難路の確保が大変懸念されております。特に木造建物になりますと、耐火性の低さであるとか、津波による流出はさらなる災害の増加が予想されるということから、本市につきましては、現在は津波浸水予測区域における老朽住宅に限り除却費の一部を補助しております。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 村田議員。

○12番（村田敦子） その所有者の方が老朽空き家は対処すべき、それは基本だろうとは思っています。けれど、その方が資力もなくして対処することができない、そういう場合に、それでも何度でも隣家の人は粘り強くその方に言い続けなければならない。自分のことは自分でしなさい、そういうことでしょうか。

○議長（岡崎純男） 都市整備課長。

○都市整備課長（若枝 実） 市のほうに相談がございましたら、市のほうが現在税務課で所

有者を調べることができますので、税務課や法務局へ行きまして、所有者を調べまして、市の担当職員が出向きまして、説得に当たっておりますが、今のところお願いというようなところで終わっております。そういったところで、老朽化で大変危険であり、大変倒壊のおそれもあって周囲の影響も大きいということになれば、特定空き家として指定できるかどうかということも今後は検討をしていかなければならないというふうに思っています。

○議長（岡崎純男） 村田議員。

○12番（村田敦子） その空き家が本当に今すぐにも壊れそうな、そういう状況の場合、本当だったら近隣に迷惑をかけないようにそれを除去するのが本当ですけど。その方が、結局資力がない、まして病気とかになられているとか、事情があった場合、何とかできる手だてはないのでしょうか。

○議長（岡崎純男） 都市整備課長。

○都市整備課長（若枝 実） 現在、津波浸水予測区域内であれば、除却費の10分の8の補助ということで補助金をしておりますけれども、津波浸水予測区域外であると今のところ適用ございませんので、そうなりますとなかなか難しいかなと考えております。

○議長（岡崎純男） 村田議員。

○12番（村田敦子） 現在、空き家に対して除去するための補助金が出るのは、津波浸水区域に指定されてるところにある空き家だけということですが。この西日本豪雨から始まって、積乱雲が次々と発生して列になり、線状降水帯となり、1時間に100ミリ以上のゲリラ豪雨が数時間続いた結果、岡山、広島、愛媛など、15府県で226人の方が死亡されております。この災害を含む7月の大雨で全国に発生した土砂災害は、7月25日の時点で1,350件に達し、最近10年間の年間平均、約1,100件を1カ月足らずで上回り、被害は31道府県に及び、土砂災害による犠牲者は100人に達しました。県内では、崖崩れが20市町村で94件発生し、土石流も2件発生しています。浸水地域だけでなく土砂災害危険区域にも空き家解体補助金をできるようにすべきではないでしょうか。土砂だけでなく、危険空き家が倒壊して押し寄せれば、その破壊力は増幅されてしまいます。そうは思われませんか。

○議長（岡崎純男） 都市整備課長。

○都市整備課長（若枝 実） 確かに村田議員さんが言われるとおり、適正に管理されていない空き家等がそのまま放置されますと、津波浸水予測区域外でも、やはり災害時の避難路の確保の懸念や、それから市民生活への悪影響があるということは十分に認識はしてございまして。本市は今のところ、昨年度から津波浸水予測区域内の老朽住宅の除去について、重点的に取り組

んでおります。まずは津波の浸水区域内の老朽家屋の除却の補助金の利用状況の経過を見まして、ある一定除却が進めば、私は南国市全域を対象とするようエリアを拡大したいというふうに思っております。以上です。

○議長（岡崎純男） 村田議員。

○12番（村田敦子） その災害は、ことしは次から次へとゲリラ豪雨がやってきて、台風も次々に来ています。そのことを見たときに、地震は確かに怖くて、東日本大震災を見て、あの津波を見たら、それはもう浸水区域の方はとてもじゃない、少しでも被害を防げるような措置をとらなければならないとは思いますが。現実はこの7月中、そして8月も、次々来る台風で多くの犠牲者が出ています。そのことを考えたときには、政府のほうでもそれは対応しているので、土砂災害危険区域のほうでもやはり同じように人の命を失うってということ、そして財産も失ってしまうということを確認されていると思います。この津波浸水区域に限ると指定をされたのは、それは政府のほうからの指定ですか。

○議長（岡崎純男） 都市整備課長。

○都市整備課長（若枝 実） 津波浸水予測区域内って限定しておりますのは、南国市独自で考えたところでございます。

○議長（岡崎純男） 村田議員。

○12番（村田敦子） それでしたら、政府や県から指定されているわけではなくて、優先順位ということで、南国市が考えてそうしたことです。それはこの7月、8月の状況を見れば、北部もやはり土砂災害のおそれがある。あの雨が降り続けば、かたいと思ってた地盤も、もう保水力がなくなってくれば、やはり崩れて流れるんじゃないでしょうか。そのことを考えたときに、南国市で考えて指定したっていうのでしたら、土砂災害区域に対してもそのエリアを広げることを考えて、していただきたいと思います。市民の命はみんな一緒です。できるだけ命を失わないように、できるだけ老朽空き家でほかのところを巻き込まないように、土砂災害でなくても、強い風雨でそれが倒壊すれば、そのことで近隣の家屋が被害を受けるっていうことになります。ぜひ南国市で指定したのでしたら、土砂災害区域のほうにもそれを広げていただきたいと、その努力をしていただきたいと思います。お願いをします。どうでしょうか。

○議長（岡崎純男） 都市整備課長。

○都市整備課長（若枝 実） 村田議員さん言われるとおり、確かに台風の強い風で倒壊するおそれがあるとかいうのも承知しておりますので、まず昨年度から重点的に津波浸水予測区域内の老朽家屋の除去に取り組んでおりますので、それが一定除去が進んで、補助金の利用

もう余りないということになれば、もうすぐ全域のほうにも適用できるようにエリアを拡大していききたいというふうに思っております。

○議長（岡崎純男） 村田議員。

○12番（村田敦子） 土砂災害危険区域と津波浸水区域とを一緒にできない理由は何ですか。

○議長（岡崎純男） 都市整備課長。

○都市整備課長（若枝 実） 最初に、この老朽家屋除却の補助金を始めるに当たりましては、やはり津波地震のことが一番懸念されましたので、津波による木造家屋の流出がさらなる災害の拡大を起こす懸念がございましたので、まずはそういったことから津波浸水予測区域内に限らせていただいたということでございます。

○議長（岡崎純男） 村田議員。

○12番（村田敦子） 補助金は、国や県から出るんじゃないですか。それでしたら、一緒に市独自でしなければいけないんですしたら、やっぱりお金のこともあると思うんですが、国、県から補助をしてもらえらしたら一緒に、危険ということは一緒だと思うので。できるだけ減災を行っていくということを考えたときには、やっぱり土砂の危険区域も津波浸水区域も一緒に受け付けてもらえるようにしていただきたいと思いますが、無理でしょうか。

○議長（岡崎純男） 都市整備課長。

○都市整備課長（若枝 実） 先ほども御答弁いたしましたとおり、まずは津波浸水予測区域内の除却をある一定進めさせていただきまして、その後、南国市全域にエリアを拡大したいというふうに考えてます。

○議長（岡崎純男） 村田議員。

○12番（村田敦子） 一緒に考えられない理由は、人が足りないとか、そういうことですか。

○議長（岡崎純男） 都市整備課長。

○都市整備課長（若枝 実） 人が足りないということではございませんが、現在、限られた予算でございます。本年度につきましても、現年度につきましては老朽家屋の補助金10件分申し込んでましたけども、実際内示があったのは2件分ということでございまして、なかなか予算もつきにくい状況ですので、本市としては津波浸水予測区域の除却を重点的に行いたいということで始めましたもので、まず津波浸水予測区域内の老朽家屋の除却を進めさせていただきたいと。それがある程度進みましたら、全市的にエリア拡大して行っていききたいというふうに思っております。

○議長（岡崎純男） 村田議員。

○12番（村田敦子） 一定津波浸水区域の対処ができてからということですが、そしたら土砂災害危険区域のほうは、どのくらい待てばいいでしょうか。

○議長（岡崎純男） 市長。

○市長（平山耕三） 先ほど都市整備課長から御答弁させていただいておりますが、南国市としまして、この補助をつくったというのは、最初にまず津波浸水予測区域と限ったというのは、津波が来る区域で避難するに当たって、倒壊家屋が避難路を遮断したりしてはいけないと、津波からの避難もできなくなるということで、優先順位を津波避難区域にまず指定したということであると私は思っております。ですので、その優先度が高いということでそういう要綱をつくったわけございまして、今その補助要綱の手の挙がり方が、結構手が挙がっている状況があると聞いてます。これが件数が減って、今後も補助金の予算の余裕が出るようなことが見込まれましたら、もちろん拡大する方向は行います。もちろん全体に拡大して、老朽家屋、倒壊予測される家屋の撤去についての補助金は拡大を行っていきますので、御理解をいただきたいと思えます。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 村田議員。

○12番（村田敦子） その補助金、拡大がしてもらえるように、また実際にずっと災害が起きてますので、それは政府のほうに働きかけていただきたいと思えます。ぜひよろしくお願ひします。

2問目は、上下水道事業について質問をします。

最初に、水道水へのマイクロプラスチック混入について質問します。

世界中の海にマイクロプラスチックが漂い、海の野生生物の生存を脅かしていると大問題になり心配をしていましたら、高知新聞の9月3日の記事に、世界13カ国の水道水のほか、欧米やアジア産の食塩、米国産のビールに地球規模の汚染が問題になっているマイクロプラスチックが広く含まれていることを、アメリカミネソタ大などの研究グループが2日までに突きとめた。水道水の検出率は81%と高い。日本の水道水は調査していないとあり、ショックを受けました。南国市の水道水は国分川の伏流水だから安心だと聞いていたのですが、市内の大小の川では、ごみを詰めたスーパーのレジ袋が流れていたり川底に沈んでいたり、ペットボトルが川の堰板にひっかかってこんこん鳴っていたりする光景が日常です。その川の水もマイクロプラスチックを伴い、地中にしみ込んでいます。また、山のほうに行くと、大きなビニール袋に入ったごみや家財などが不法投棄されていて、紫外線や風雨でぼろぼろになってマイクロプラスチックが発生しています。それもまた雨とともに地中にしみ込んで地下水となり、市の水源

となっているのではないのでしょうか。日本の水道水は調査していないということですので、南国市もチェックしてないと思います。マイクロプラスチックが人体に与える影響はわかっていないということですが、原料は石油であり、水道水は毎日使うものです。大丈夫でしょうか。

○議長（岡崎純男） 上下水道局長。

○上下水道局長（橋詰徳幸） 先ほど議員が言われましたとおり、日本の水道水はマイクロプラスチックの調査はされてないようですが、人体に及ぼす影響など、今後のさらなる調査結果を注視してまいりたいと考えております。

なお、南国市の水道水は地下水をくみ上げ、塩素により滅菌した水を供給しており、水道水の水質基準項目につきましては、水質基準に関する省令の規定に基づき、厚生労働大臣が定める方法に従って検査をしており、これからも安全で安心できる水道水の供給に努めてまいります。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 村田議員。

○12番（村田敦子） 水は人体に一番必要なものであり、水道水から入手するしかありません。厚労省の数値をクリアするのは当然ですが、なお安全・安心を心がけてください。

次に、水道料金滞納に対する措置について質問をします。

子育て真っ最中のおうちが水道料金の滞納で止水されました。市営住宅ですので、下水道料金も一緒であり、5人家族でしたら一月でも多額になります。トイレも使えないし、入浴もできません。水を飲まなければ命にかかわります。電気や携帯などは民間ですので、納付が一月おくれたらとめられますが、水道事業は市民の命と暮らしを守る市の事業です。どのような経過で止水に至るのでしょうか。

また、現在の滞納件数と止水件数をお聞かせください。

○議長（岡崎純男） 上下水道局長。

○上下水道局長（橋詰徳幸） まず、給水停止措置についてお答えいたします。

この9月検針分を例に挙げますと、10月末日が納付期限で、11月中旬に督促状発送、12月中旬に給水停止予告書差しおきを行い、職員も電話・訪問による給水停止の通告と納付の勧奨を行っております。1月上旬に給水停止警告書の差しおき、1月下旬に給水停止実施となります。

給水停止の件数でございますが、平成29年度で実施件数は67件でございます。そのうち再給水した件数は、平成29年度の給水停止後の納付により解除した件数は65件となります。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 村田議員。

○12番（村田敦子） 止水に至るまでには、督促状、給水停止予告書、そして給水停止のお知らせ、そして止水に至るということです。3カ月ぐらいの期間がありますが、その間に止水をされたら、本当に命にかかわるようなことになると思いますので、何とか止水に至らないように。まあ一番水道料を納めていただいたらいいのですが、そういうふうに直接働きかけはされているのでしょうか。

○議長（岡崎純男） 上下水道局長。

○上下水道局長（橋詰徳幸） 給水停止予告書差しおきの際に、職員も電話・訪問によります給水停止の通告と納付のお願いを、訪問いたしました際に行っております。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 村田議員。

○12番（村田敦子） 平成29年度は67件の止水の通知をされて、65件がまた再給水をされたということですが、そのときには滞納された水道料金を全額納められたのでしょうか。

○議長（岡崎純男） 上下水道局長。

○上下水道局長（橋詰徳幸） 各御家庭の事情等がございまして、一月分、二月分、そういう、また全額納付の方もおられますので、その中で67件、ほんで、給水停止解除が65件という内容でございまして。そのうち2件でございしますが、現在住まわれてないとか、アパートは借りてるだけという方と考えられます。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 村田議員。

○12番（村田敦子） 水道事業は独立採算制であり、運営が大変だろうと思いますが、水道を使えないということは命にかかわります。公平性と言いますが、生まれてくるときからスタートラインが違ってきます。貧しく弱いままずっと来ている方もおられます。できるだけ個々の事情に応じた対処をしてくださっているようですので、それを引き続きお願いをしたいと思います。

3問目は、救急車の出動状況について質問をします。

ことしの6月から8月は記録的な暑さで、1946年の統計開始以降、東日本は史上1位、西日本は史上2位だったということです。西日本は、2013年の四万十市西土佐江川崎が41度で日本一になったそのときが史上1位ということです。けれど、私はことしが今までで一番暑かったように思います。熱中症の症状による救急搬送が相次ぎ、学校でも部活を休止するという対策をとったところもありました。市の6月から8月の救急搬送は何件でしたか。

○議長（岡崎純男） 消防長。

○消防長（小松和英） 救急出動の件数についてのお問い合わせですけれども、濟いません、

本年1月から8月までの数字しかとっておりませんので、それをお伝えさせていただきます。

8月末日までの救急の出動件数につきましては、過去最高の件数となった昨年1,842件より11件多い1,853件となっております。そのうち熱中症及び熱中症疑いの傷病者は、昨年同時期より6人少ない59人となっております。以上です。

○議長（岡崎純男） 村田議員。

○12番（村田敦子） 昨年より救急出動の件数が多かった、そういう状況ということですが、その出動件数を既存の救急車台数、乗務員で間に合わせることができていましたか。

○議長（岡崎純男） 消防長。

○消防長（小松和英） 昨年の救急出動件数2,731件のうち、2台同時に出動した件数は536件となります。そのうち3件目の要請が53件ありました。これは本年でも同じですけれども、そういった場合には、予備車でありますとかポンプ車での出動、また傷病程度によっては少し待ってもらおうという対応をしておりましたが、本年度整備予定の高規格救急自動車が配備されれば、常時3台運用が可能となり、今まで以上に救急事案対応力の強化につながると考えております。

また、人員につきましては、消防職員の定数を消防需要に応じて平成27年及び平成30年に増員をいたしております。現在、複数事案に際しましては、救急隊員だけではなく消防隊員、救助隊員も出動するシフト制を導入して対応しております。

いずれにしましても、今ある消防資源で柔軟な対応をすることに取り組んでいきたいと考えております。以上です。

○議長（岡崎純男） 村田議員。

○12番（村田敦子） 熱中症で救急搬送された方は、6割近くが高齢者だったということです。年々暑くなっていく中、市民の命を守るのに今の救急車台数で足りるのでしょうか。今回、全国共済農業協同組合連合会から高度救命処置用資機材の寄贈を受けて、災害対応特殊救急自動車購入の議案が上程されています。1台はふえそうですが、それで十分でしょうか。

また、救急車があっても乗務員がいなければ話になりません。これから先の状況を考えたとき、災害に備えるためにも、消防員の定数をまだ増員すべきではないでしょうか。市民の命を守ってくださる方々です。防衛費を削って消防職員をふやしてほしいと思います。そうは思いませんか。

○議長（岡崎純男） 消防長。

○消防長（小松和英） 先ほど申し上げましたように、救急車両につきましては1台増加する

ということで、これをもちまして国が示しております消防力の基準にも完全に合致することになります。また、人員につきましても、先ほど言いましたように、救急事案に限らず、いろいろな災害に今ある人員で対応していくと。必要などころには、またそれを充てる方策をこれから検討していきたいと思っております。以上です。

○議長（岡崎純男） 村田議員。

○12番（村田敦子） 27年、30年に増員をされて、また1台救急自動車も来ますので、その中で対応を柔軟にされていく。救急職員だけではなくて、全ての職員が出動をされるということです。私たちにしたら、本当にそういうときには消防署が頼りですので、ぜひ人員がまだ必要と思えばそれを言って、拡充をしていただきたいと思います。市民は、そういう消防署員がふえることを絶対安心とは思っても多過ぎるとは思わないと思っておりますので、よろしくお願ひします。

4問目は、認知症サポーター養成について、取り組み状況と養成数についてお聞きをします。

2025年に高齢者の5人に1人に当たる約700万人が認知症になるという推計から、認知症の正しい知識を持ち、当事者や家族を支援するサポーターを養成する取り組みが2005年度から始まり、2018年6月でキャラバン・メイトを含み1,036万5,230人の認知症サポーターが養成をされています。12人に1人が受講した形です。サポーターになるには、自治体や学校、老人クラブ、企業などで開かれる無料の認知症サポーター養成講座を60分から90分受講します。年齢制限もなく、19歳以下のサポーターも約210万人に上ります。都道府県別で人口に占めるサポーター数の割合が最も高いのは、熊本17.2%、高知県は7.3%となっています。8月31日の高知新聞の記事に、高知市の朝倉第二小学校の放課後児童クラブで1年生から5年生31人が認知症サポーターの養成講座を受け、高齢者との接し方、認知症のことを学んだとありました。この子供たちも認知症サポーターとしてカウントされます。南国市ではどのように養成講座を行い、養成されたサポーターの人数と人口に占める割合をお聞きします。

○議長（岡崎純男） 長寿支援課長。

○長寿支援課長（島本佳枝） 地域包括支援センターでは、認知症について多くの方に正しく理解していただくことを目的に、認知症サポーター養成講座を実施しております。これまでに講座を受講された方は、平成29年度末までで延べ2,480人となっております。平成29年度の実績といたしましては、JA高知病院の職員の方を対象として7回開催し、後免野田小学校、久礼田小学校での小学生を対象とした講座を含め、受講者数は352人となっております。認知症サポーターは、認知症に関する正しい知識と理解を持ち、地域や職場で認知症の方の理解者に

なるなど、各自ができる範囲で手助けを行っていただくものです。今後も地域の団体や事業所からの要請により認知症サポーター養成講座を開催し、小学生、中学生、高校生など、若い世代のサポーターの養成も目指して実施していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 村田議員。

○12番（村田敦子） 包括支援センターを通じて養成をされているようで、2,480人ということは約2割近く、20%近くになるがでしょうか。高知県は7.3%なんですけど、その高知県の34の自治体の人口に占める割合の一覧とかいうのはありますでしょうか。

○議長（岡崎純男） 長寿支援課長。

○長寿支援課長（島本佳枝） 認知症サポーターキャラバンのホームページにおいて、全国の率が掲載されております。今現在の掲載状況で、南国市といたしましては、総人口に占める割合、メイトとサポーターを合わせまして5.231%という数字が載っております。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 村田議員。

○12番（村田敦子） 済いません、計算間違いました。5.2%、はい、わかりました。そして、県の平均よりはまだ少ないということですが、今お聞きした養成講座、進めていただけたらもっと人口に占める割合が大きくなると思いますので、ぜひ続けてほしいと思います。

2016年12月と2017年7月に行われたライフサポーター養成講習は、3日間の研修を受けなければならず、参加された方も32名でした。認知症サポーターは、60分から90分の受講で認知症について知っていただくことが目的だと思います。このことを進めてほしいと思ったのは、高齢者の方、認知症の方は動作が遅くなり、計算も速くできなくなっています。スーパーのレジで行列ができていたとき、高齢者の方はすすと動けないので、後ろに並んでいた若い人が苦虫を潰したような顔をして舌打ちをしたのです。昔は4世代ぐらいが一緒に暮らしていたので、老いということを理解できていましたが、核家族化で年寄りと暮らしていないので、本当に理解できていないのです。いろんなところで認知症サポーターの養成講座を行い、受講してもらうことで、自分も年をとったら自然とそうなるということを学んでいただき、高齢者に優しくできる南国市にしてほしいと思います。いかがでしょうか。

○議長（岡崎純男） 長寿支援課長。

○長寿支援課長（島本佳枝） 先ほど議員が言われましたように、これからは地域で高齢者や認知症高齢者とかわる機会がふえてまいります。認知症を正しく知っていただくということ

で、先ほど言われたような認知症の方への接し方というのが理解されるということがありますので、今後、認知症に対する啓発活動ということで、認知症サポーター養成講座の開催のほか、昨年作成いたしました認知症ガイドブック「ケアパス」、また認知症カフェの周知、認知症初期集中支援チームの活動などを多くの方に知っていただくことで、高齢者・認知症の方が地域で尊厳を持ちながら生活することができるような体制づくりに努めていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 村田議員。

○12番（村田敦子） よろしく申し上げます。

5問目は、南国市指定ごみ袋を市民が入手する手だてについて質問をします。

香美市との境に暮らされている市民の方は、運転免許証を返納され、買い物は一番近いバリエーノアに行きます。香美市のごみ袋は売っているのですが、南国市のごみ袋は置いていないので、友達に頼んで南国市内で買ってきてもらっています。自分で買いたいので、ノアに置いてもらえんろうかと言われていました。また、久礼田に訪問介護で生活支援をされているヘルパーの方ですが、買い物代行もするサービスになっており、一番近い量販店であるあけぼの街道沿いの香美市のマルナカに行くのですが、南国市のごみ袋が売っていないので、南国市内の売っているところに行き、買い物だけで時間がなくなってしまうということです。香美市の量販店でも扱ってもらうことはできないのでしょうか、お聞きをします。

○議長（岡崎純男） 環境課長。

○環境課長（谷合成章） 村田議員さんの御質問にお答えいたします。

南国市指定ごみ袋につきましては、事業所より販売取り扱い申請書を提出していただき、販売取り扱いの指定をいたしております。市外の業者に販売取り扱いの指定することについて、連携しております香美市、香南市にお聞きいたしましたところ、市民の皆様が市外のごみ袋を購入して市内のごみステーションに出すことにつながりかねないことや、市の税金を、手数料のことでございますが、市外に支払うことになるなどの理由により、販売は市内に限るべきであるとの御回答をいただきました。したがいまして、本市におきましても、市内事業所の申請による販売取扱指定とさせていただきたいと考えておりますので、何とぞ御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岡崎純男） 村田議員。

○12番（村田敦子） 香美、香南もそういうことになっているということですので、またそのことを伝えておきます。けれど7年ぐらい前に、自治会の回覧でごみ袋の注文書を回し、注

文して購入することができていました。高齢化が進み、免許証を返納される方が多くなっています。以前のように自治会で注文して購入することはできないでしょうか、お聞きをします。

○議長（岡崎純男） 環境課長。

○環境課長（谷合成章） 御質問の地域での購入につきましては、平成25年度までは環境委員さんが注文をとって配付、集金を行うという形で実施しておりました。しかしながら、当時、毎年4月に開催しております各地区環境委員会で委員の皆さんの御意見を伺った上で廃止いたしました。その理由として、注文数の減少はもとより、注文・配付・集金といった環境委員さんの業務の負担が大変大きかったことが上げられております。また、注文間違いとか、特に金銭の管理が一番大変であったということをごさいます、環境委員さんを引き受けてくれる人がいないといった御意見なども多く聞かれております。こうした理由がございますので、先ほど議員さんがおっしゃられました、高齢化が進む中、買い物に御不便を感じておられる方がいらっしゃるのも当然事実でございますので、御不便を感じておられる地域でこのような役割を果たせる仕組みができないか、今後検討をしてみたいと考えております。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 村田議員。

○12番（村田敦子） 環境委員さんが5年前まではお世話をしてくださっていたということですが、なかなかお金も扱うので大変。けれど、現在その環境委員さんも、自分がその地域でお世話をしていく中で、もう高齢化になって免許証を返納されて自分で思うときに行けないという姿も見ておられると思いますので、今度の環境委員さんの会のときに、もう一度そのことを提案してみただけはないでしょうか。自分の地域の環境委員さんにそのことを提案していただくようにお伝えしたらいいでしょうか。

○議長（岡崎純男） 環境課長。

○環境課長（谷合成章） 先ほど申し上げましたように、やはり買い物に不便を感じておられる地域には環境委員さんがいらっしゃると思いますので、そういった地域はまた環境委員さんとの御相談もしていただければと思っております。やはり現在、地域でこのような働きが、お店とかそういったことだけではない何か仕組みができないかは検討してみたいということで、先ほどもお答えをいたしております。

○議長（岡崎純男） 村田議員。

○12番（村田敦子） よその自治体では、朝のごみ出しなんかも日を決めてしてくれるところがあるということです。やはりもう高齢化して、本当にごみ出しも大変だし、買い物も大変

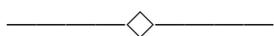
なので。だから自分たちも年をとっていきます、そのときに安心して暮らせるように、いろんなそういう総合の思いやりのことができる南国市をつくっていけるようにしたいと思いますので、ぜひまたお力をかしていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（岡崎純男） 昼食のため休憩いたします。

再開は午後1時であります。

午後0時2分 休憩



午後1時 再開

○議長（岡崎純男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。17番浜田勉議員。

〔17番 浜田 勉議員発言席〕

○17番（浜田 勉） こんにちは。なぜか久しぶりのような思いです。6月議会では体調不良でお休みをいただきました。きょうは久しぶりの分を含めて、剣道で言えばちびの私が大上段を振りかぶってやっていきたいと思います。

この6月、お休みをいただいたときに、健康であることの大切さをまさに実感したものです。6月から9月、この3カ月の歩みは、大きな変化がテンポ強く、日進月歩でありました。今日、私どもが暮らす星、地球は約200の島から国から成り立ち、その一つの小さな島国、日本のまだその一つの県、その中の南国市であります。今や大航海の時代から一瞬にして世界の状況が目の前に映し出される文明社会です。だが、相変わらずもうけをめぐってばかげた殺し合いが、どんばちがやまることはありません。どんばちではありませんが。だが、そのような中でも平和への動きは大きく羽ばたいています。この3カ月、その糧を学び返し、今後に生かしていきたいと思っております。

その中で、平和であってこそ、この暑い8月、日本国中に清風を送ってくれた金足農業の野球、最高の喝采でした。金足農の快調な勝ちっぷりは、日本国中津々浦々から、あの農業高校が、野球エリートとは全く関係のないあの学校がと、親近感を広げ、ブームをつくり上げたのは、選手の歌う校歌。のけぞっての斉唱はすごい、そういう喜びを全国に共感の渦の中に巻き込んでいきました。まさに感動でした。やはり、平和であってこそその甲子園です。

8月6日、9日は平和を願う核兵器廃絶の世界デー。ことしは国連の事務局長が出席され、昨年7月、国連総会で122カ国賛成で採択された核兵器禁止条約、これを唯一被爆国の総理、

安倍首相がどう捉え対応するかが大きな関心事でしたが、しょせんアメリカのかいらいぶりを演出したにすぎませんでした。まさにブーイングであります。この広島、長崎でまっこと嘆かわしいというふうに思いました。まだおまけがあります。核兵器禁止条約に署名をしない立場は変わらないと公言。恥ずかしいと言わなければなりません。だが、安倍首相の核固執論をよそに、世界各国の参加者、あるいは日本国中からの参加者は、核兵器ノーを誓い合い、平和へのきずなは広まり高まったと思います。

次に、北東アジアのことです。北東アジアの変化をまともによう見ない。斜視外交、つまり斜めから見る、そういうふうなことは改め、巨大になった防衛費、北朝鮮の脅威論を振りかざし、戦前の軍国主義の、いわゆる東洋平和のためならばというような言葉で裏返し、脅威論をあおって、その当時は駆逐米英でありましたが、それをあおって軍拡化を進めていった。このことは、今の北東アジアにおける情勢の一定の変化、これらに移行をすべきであろうと思います。その金は福祉のほうへ拡充をしていく、このことがまさに正常な政治のあり方であります。

5点目は、アメリカファーストでない、トランプファースト。君は私に忠誠を誓うか、誓う。じゃあ、君を私の側近にしよう。まさに独善的な独裁的であります。国際審議など、私の商売にどう影響するかが判断基準、国連無視、負担金拒絶など、世界のリーダーとは言いがたいと言わなければなりません。

次に、国内における、いわゆる経済界の巨頭、就活ルールを廃止、この提案は経団連会長であります。これは、私はただけんというふうに言わなければなりません。大企業は学業途中の2年生であっても内定を交付し、青田の以前、そのまた以前、そのまた以前から囲い込みをする。中小の企業ではとてもできません。私は大企業優先政治そのものと思いました。経団連会長談話のすぐ後、総理や官房長官、財務省が賛成のコメントをすぐ出す。俺ら3人が賛成やき、反対したら許さんぞ。まさにその前のそんたく、これが癖になったみたい。日本の産業構造は大企業でもっているとは言えません。中小企業の役割、これは極めて高いと思います。この就活ルール廃止は、許されない大企業の横暴です。速やかに撤回すべきであると思いませんか。私はそのことを強く求めていきたいと思えます。

6点目は、山中君も触れましたが、県立大の3万8,000冊焼却処分問題です。まさに学長支配の象徴。教授会は、学長いわく私の考えを知らせるところ、意見を聞くところではない。焼却に疑問はあってもそれは無視、まさに言論統制。高知県では最高の学府、そこで民主主義否定とは、その結末が焚書みたい。危惧を抱くのであります。まさにそこまで来たか、上意下達であります。

7点目は、きょう告示の沖縄知事選挙。翁長知事急逝のもとで知事選挙が始まりました。政治構図は、オール沖縄対自公維であります。他民族を抑圧する者、抑圧されると学問的にも実践的にも証明されています。それが今の沖縄の現状に映し出されています。米兵の犯罪、起訴率は2割、これは支配者と被支配者の関係、つまりアメリカ政府と日本政府の関係で成立していると言わなければなりません。国民の側から平和の島沖縄の構築を目指すのか、アメリカの意を受けて軍事強化を進めるのか、まさに辺野古が最大の争点、それを隠す動きがありますが、まさに隠蔽、堂々と正直、公正に選挙が行われなければなりません。

以上、7項目を私はこの3カ月の特徴的な動きとして捉え、今後の糧の中にどのように生かしていくかというふうに興味深く思っております。

私の通告いたしましたのは4点。順次追って質問をさせていただきます。

まず、第1点目、水道法改定と民営化、そしてマイクロプラスチックの問題であります。

このことについては、初めに村田議員のほうからも質問がありました。かまん部分については省きながら質問したいと思います。

水道事業は公共事業（水道法）、だから民営化などはないというふうに思っていたが、公共下水道の民営化を足がかりに怪しい雲行きが回っているのは事実です。ただ、日本の水は、アジアモンスーン地帯にあって雨水が豊富であり、豊かな林材によって浄化され、地下水となっている世界の水であります。世界中で、その国でどこでも水が飲めるなどということはほとんどありません。世界でまさに数カ国になろうとしているのが日本であります。日本の水は世界の資本が狙っています。今度の民営化というのはそういうふうなことを危惧するものであり、民営化ということで、言葉は民営化、中身は売ったらええ、それも外国資本も狙っています。そういうふうなことを考えるときに、水道の持っている公共性、これを守り抜いていくことが大切であろうと。公共を厳守していただきたいということを求めたいと思います。

その点で、水道、あるいは水をめぐって、ローマ法王の世界の人々へのメッセージが今日1日に発表されました。水道に絡んだローマ法王の世界の人々へのラブコールを紹介したいと思います。その中で水道の持つ役割を踏まえ、ただしていきたいと思います。では、ローマ法王のメッセージです。法王は、1日、正教会とカトリック教会がともに祝う創造の配慮のための世界祈りの日、この日に、あらゆる水の民営化は人権を犠牲にするもので容認できない。水は人間の生存にとって不可欠であり、基本的で普遍的な人権の行使の条件があるがゆえに、安全な飲料水の入手は基本的で普遍的な人権だと述べています。まさに私も、こういう立場がなければ水道法を守ることはできない。それだけではありません。初めに触れましたけれども、

日本の水は、まさに命の水、同時に世界の水というぐらい評価が高いわけです。だから、外国資本の、あるいは日本の山を買う、あるいは水を買う、そういうことが今後起こってくるということを見たときに、水道法の持っている公共性、これは遵守していただきたいというふうに思います。市民の皆さんも、水道が民営化されたら大変だ、水質あるいは料金、ともに心配の声があります。それは公共水道への信頼の裏返しであります。その信頼を裏切ることのないように、民営化についての見解を述べていただきたい。

そして、水道水の中いわゆる微少プラ、この微少プラについては、初めに質問がありました。私はそういう点で、プラスチックの回収の問題について、ごみ問題について、あるいは選挙でスーパーなどの活用問題が出されておりましたが、あそこを利用させてもらうというわけですけれども、そこで回収というのを言えば、あるいは料飲店等でそれを使用しないというふうな方向を南国市の商工会、あるいは商工の係、課などがそういうふうなことについてアドバルーンを上げて、そして市民の皆さんにそれを強く働きかけていくようなことが、今後なければならない。そういうルールをつくっていかなければならない。これは行政のある面、責任だろうと思います。

合併浄化槽の問題も、話は飛びますけれども、南国で私は合併浄化槽の以前、いわゆる水洗便所がどれぐらい普及し、そしてどれぐらい合併浄化槽に変化したかはわかっておりませんが、これも調べておりません。ごめんなさい。だけど、やっぱり私は、この前の水洗便所というのは問題があったということだけは、皆さんも御存じのとおりです。そういう点で、合併浄化槽の普及、つまり水洗便所の解消と、そして合併浄化槽の普及、充実、これを求めていきたいと思います。

また、今、日本で水道法の民営化問題がありますけれども、世界的には水道法を変えて民営化がどんどん進んだ国もありました。だがそこは再編、再公営化、つまり民営化じゃだめだったという猛省のもとに振り返って取り組みが広がっていることも申し述べておきます。

次に、障害者雇用の問題です。

私は、障害者雇用のうそっぱちというふうに表題を決めました。なぜかと言えば、余りにも露骨な官のあり方。つまり、率先垂範すべきところが逆に働く。公文書偽造、あるいは交付金横領というふうなことを先頭を切ってやっていく。そういうふうな姿を見るときに、絶対許されないというふうな思いがあったから、うそっぱちという表現になりました。

実際、障害者をめぐっては、いわゆる障害者団体の人たちが、今から10年、20年前のことでありますけれども、求人に応募に応え、電話をして障害者であることを言うのがちゃんと切ら

れる、電話。それが当たり前でありました。また、皆さんもびっくりしたように、生産性が無いという自民党の国会議員、つまり優生思想で物事を片づけるというふうなことで、いわゆる障害者差別をさらに強調するというふうな動きが、つまり今まで10年も20年もかけて培ってきた障害者の雇用の拡大、これらを一瞬にして奪い去る、潰してしまうような発言をぬけぬけやる。これは巨大政党の幹部、何と情けないことかと言わなければなりません。つまり、そんな野蛮な思想の勢力が大きな政党の、その政治構造の中軸に入っている。そんなことは社会常識として許されないことであります。また、障害者の職場をめぐることは、日本国の憲法、憲法第27条1項では、全ての国民は働く権利がある。働く意思と能力を持つ人が働く機会を得られるよう対策を講じることを国に義務づけています。また、日本は国連の障害者権利条約の批准国でもあります。さらに、初めの優生思想などを見るときに、びっくりするのがあります。さらに日本では障害者差別解消法という法律もあります。私は読んでおりませんが、このタイトルだけ見ても想像できる。だが一方で、初め述べたような差別助長の動き、これは断じて許すわけにはいかないということを思います。そこで、障害者の働く権利を守り、働くチャンスを広げる制度として、雇用率を定めて、障害者の職場確保をやることといたしています。つまり、障害者は職業の幅が狭いというふうな概念、あるいは差別意識などによって、今まで職場がずっと狭くなっておりましたが、こういう法律によって、これがどんどん職場が開拓されていくということになればいいのではないかというのが、私のこの障害者雇用のうそっぱちへの怒りであり、質問であります。

次に、雇用率の遵守義務とペナルティーについてお尋ねをし、同時にこれについての私は意見を述べたいと思います。

雇用率は、障害者雇用促進法で官は2.5%、民は2.2%と、官の率先垂範ぶりを認め、高くしていました。まるっきりうそ八百ということになりましたが。また官は遵守義務、つまりコンプライアンスというのをぺらぺらぺらぺら言うけれども、そんなこと言うたことはないというのが今のこの対応であります。だから、官のほうにはこの雇用促進法で言う雇用率、これを守らなくてもペナルティーはありません。ここには、官独特の無謬論、あるいはおごりであると思います。民は不屈き者で、法を守らんから、罰金刑に処す。つまり、お上にはおとがめなし、下々には重罰を与えるのは当たり前、こんなのはこのペナルティーの実態であります。では、そのペナルティーというのはどういうふうになっているか。官の側にペナルティーを当てはめたら、こりゃあすごい金になりますけれども、それを南国市がもらったらがっばり助かるというぐらいのお金です。月1人5万円、これがペナルティーです。民間はペナルティー、

2.2%を守らなかったら1人について5万円を納めなければならないというふうになります。私は、ここにある官の優先というのを放置できない、というふうなことを思いながら、今発言をしております。

では、この法律、これを履行していく、この最高責任者である日本国総理はどのように今の障害者問題について発言をしているのか、拾ってみました。これは、2020年の五輪、パラリンピック、東京開催が決まったからでありますけれども、日本は障害者にとって世界で最も生き生きと生活ができる国にならねばなりません。きめ細やかな支援体制を整え、就労のチャンスを拡大してまいります。なんとそらぞらしい。だけど、これをそらぞらしいと言って片づけるわけにはまいりません。障害者の就労は大変で、公文書偽造、人増しで奪ってきたその労働人口、これは速やかに対処してもらわなければなりません。そしてまた私は、この人を増し、いわゆるごまかし人数、この率先垂範をした官の側です。初めコンプライアンスの問題について触れましたけれども、この公文書偽造、こんなことがなぜ行政的に平然と42年間やられたのか。最初からやっているから違反ではないわけです。当たり前。つまり、法をつくって開始をして、そっからにせが始まるわけですから、本物であります。つまり、にせが本物で本物がにせになっているというふうになっているのが、この官における人増し、でたらめ雇用というふうになると思います。

そんな点についてどのようにお考えなのか。言いにくいところは控えて、言いやすいところは心地よく言っていただきたいと思います。

次に、種子法放棄は主権国家のあり方が問われる。県の条例まで廃棄していますが、地域再生としてどう捉えているのか、ということであります。

ことしの4月1日、種子法は廃止されました。全国で14県が追い腹をして条例を廃止しています。主要農作物種子法は、国民の主食とも言える米、麦、大豆について、国や都道府県の研究機関が品種改良を行い、農家に安価で優良な種子を安定的に供給するための制度でした。この制度によって、新潟のコシヒカリや北海道のゆめぴりかなど、地域の条件に合ったおいしい品種が開発されてきたのです。しかし、安倍政権は昨年、都道府県の品種は安い。安い取り扱いなのに安いのがいかん。民間企業が参入できないとして、種子法を廃止しました。ことしの4月1日に廃止になりました。同時に成立した農業競争力強化支援法では、民間参入を進め、都道府県が蓄積してきた種苗の生産に関する知見を民間に提供するとしたのです。つまり、農家が先祖代々、自家採取によって品種を確保し、そして改良してきた。1952年に政府が種子法をつくり、そして全国の都道府県が懸命に優良品種をつくってきた。そういう経緯など全く関

係なく、民間にどう奉仕するのか。民間といってもただの民間じゃありません。今の政府は、財界へどう官を売り渡すか、それもただみたいな値で、それが政策の起点であります。それは、郵政の民営化をめぐってもそうでした。一連のものがただのような形で売り渡されてきた経過は、皆さんも御存じのとおりです。まさにそういう点では、財界奉仕以外考えたことがないのではないかというふうに思わざるを得ません。では、その財界とは。イギリスのモンサント社であります。ここが中心的に今の日本の種苗を担っている。これはわかり切っています。未来はこうです。育種資源、つまり遺伝資源を持つ企業をどんどん買収して、種子を独占化しています。そして、独占したその品種、知的財産権、あるいは育種者権、つまり種を持っておる権利を俺に渡せ、俺を保護せよと強く求めています。まさにこのことを平然と認めるということは、売国的であり、日本の今まで伝統的な累々として作り上げてきた品種、これを外国資本にただのような形で投げ売りをする。そして、次にお返しはどうです。1年間、つまり育種、自家採取は禁止であります。それが当然ペナルティーがかかってきます。そういうふうになって、さらに市場化、それをモンサントが世界の市場を握り、独占化する種子になった場合は、遺伝子組み換えの除草剤耐性品種を売りつけてくる。これがモンサント社の基本的な農業支配のルールになっているわけです。私は、そういう点でこの種子法の廃止反対、これを南国市議会では前に採択をしていただき国のほうへ上げました。このことは正しかったわけでありませうけれども、それについての理解力、これが薄かった、鈍かった、ばかだったというぐらい、今後、出てきたこの内容から見ると、これを放置しておるなんていうことはばかげたことよと、あほじゃないかというふうに言われる。そのことを私は危惧するものであります。

今述べたようなことが種子法のあり方であり、民間企業への官や民の知的財産権を売り渡すこの性格、これが本格的になってくるということを思い、絶対にこの種子法廃止を認めるわけにはいかないというふうに思います。4月1日の廃止以降、目が覚めたところ、わかったところでは、例えば新潟では県民連合が、埼玉では、これはあつぱれと言わなきゃなりません、自民党の県会議員団が、兵庫では農業者団体等が強力な働きかけをして、県の条例、つまり国の法律、種子法にかわる条例を復活させるというようなことがやられています。さらに、山形、北海道、富山、長野等では、この条例の復活を目指す運動が大きく広がっています。山形では、多分9月議会でそういうふうになるんじゃないかと思えます。また、宮崎や高知県では要綱をつくり対処しています。国の財源を引っ張ってくる、あるいは県財政の保障は、要綱ではなかなか難しい、条例でなければならぬというふうな声も今聞こえてきています。では、法と条例、規則、要綱とありますけれども、私は条例は県等で作る、いわゆるその県の憲法、法律、

規則というのは約束ごと、要綱とは内部調整、あるいは申し合わせくらいであります。だから、私はどうしても条例、または法律の復活を求めていかなければならないというふうに思います。種子法は地域の財産、力です。ふるさと再生に向かつては、大切な資源です。

次に、飢えない米づくり、つまり死にはせん、されど食えない。田んぼの整備ができた、じゃあ何つくるの。私は、このじゃあ、これが一番の思いです。

私より早く耕作放棄地について質問がありました。2名の方がいました。私はある面、当然よ、レジスタンスよと言いたい思いがあります。農家が耕作放棄をするということは、百姓とは言えないと思います。どうしても田の管理ができない、ならば中間管理機構等に預け、そこで管理を明確にして、さらにはほ場整備等を行って、田んぼの守がしやすい環境をつくらなければなりません。これは私有財産制度のもとでは、その一人一人との責任でもあります。だが、今度のほ場整備は、公共的性質を持って大きく取り組み、そして今後の南国市の農業の再生の道をたぐっています。

では、今のほ場整備についての仮同意の進捗状況はいかがでしょう。望み薄、望み濃いも含めて、あるいは問題点があれば、話せる範囲、心地よく話してください。

私は、低米価がつくり出した産物が耕作放棄地だと思っています。また、政策的に、一昨年、昨年まであった直接支払制度、1反当たり1万5,000円おとどし、7,500円去年、ことし0円というふうになりました。これが生産、いわゆる農地に対する補償でありました。それがなくなりました。8俵の収穫量に直しますと、おとどしの計算では1,650円、去年の計算で830円のお米代が安くなった。確実に安くなった。どうこう安くなったのではありません、政策的に安くなったのです。また、その一方でMA米、いわゆるミニマムアクセス米は、依然と変わらず77万トンが平然と入ってきている。つまり、食の外国依存、今62%でありますけれども、米を除いてもそうです。いかに今の政治が、日本国の食料政策を軽視しているかということが明らかであります。

では、そこで米価が安いから耕作放棄地ができる。事実そのとおりであります。また、ほ場整備の広大な農地、これを管理できるのは水稻栽培、稲作でなければできません。そのことを考えたときに、やはり稲作についての補償がなければならぬと思います。米価のどんどんどんで下がることだけを傍観するのではなく、みずからの国の食料を守るという視点から、米問題についてもお考えをいただきたい。

同時にまた、米については、確かにすぐ余るという環境もあります。今、日本の畜産、飼料については75%が外国依存です。そうすると、それにかわった飼料、これをつくって、今まで

は牛飼い、百姓という分離された形で飼料が供給されておりました。だが、分離ではなくって耕畜連携を今後図り、WCSつまり発酵の粗飼料でありますけれども、これなんかの普及があれば、大量の面積が消化できるというふうに思います。その中で、WCSについては、たちすずか、あるいはたちあやか、これらは今までと違った茎葉部、つまり葉っぱ、幹あり、糖含量、つまり甘い質、これが極端に高く、しかも消化がよい。そのような飼料WCS、また飼料米、これなんかで対応すべきだと思います。だがどうでしょう。絶対的に品種、種がありません。そこに種子法をあって、国や県が政策的にそれに対応していく、その今の状況に応える品種をつくる、この種子法の廃止をやったことについて、私は残念をさらに確認するものであります。そのような点で、私はこの南国農業のあり方、あるいはほ場整備をやって、今後の希望を託すときに、そのような広大な面積を消化できる、消化という言葉が悪いのかな、ともかく運用、活用できる、そういうふうな条件を補償するには、種子法をもって、県の要綱は条例に変えてというふうな取り組みもなければ、私は農業を守り、地域の生活環境を守るということは難しいのではないかということをし述べ、1問目を終わります。

○議長（岡崎純男） 答弁を求めます。上下水道局長。

〔橋詰徳幸上下水道局長登壇〕

○上下水道局長（橋詰徳幸） 水道法改正案に伴う水道事業の民営化でございますが、民間事業者への水道施設等運営権の設定につきましては、現段階では考えておりませんが、民間活用が効率的な業務委託につきましては、今後検討してまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 総務課長。

〔西山明彦参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長登壇〕

○参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長（西山明彦） 浜田勉議員の障害者雇用に関する御質問にお答えいたします。

議員から御紹介がありましたように、官民で民のほうにペナルティーがあるというのは、私も初めてお聞きしたわけですが、障害者雇用におきましては、障害の種類、程度に応じた職務内容が必要であるということになります。私ごとで申しわけないんですけれども、私の親族に事故で右上下肢機能麻痺で障害2級になった者がおります。当時、働いていた企業は、その後もそのまま定年まで雇用していただいたということがあります。そういった場合に、結局、障害認定を受けた後、それに合う仕事をつくる必要があるということが非常に難しい問題かなと思います。公務職場におきましても、そういった障害を持たれている方の種類や程度に

応じた職務、どういったことがあるのかということを検討していかなければならないんですけども、それがなかなか進まずに来た。また、障害者の人権を守るという観点から、障害者手帳などの提示を強制すべきでないという厚生労働省の方針もございまして、医師の診断書で確認するとか、いろんな方法があるんですけども、そういった曖昧な認定の仕方の中でこういったことが起こってきたのではないかなと思います。しかしながら、やはり本来率先すべき各省庁においてこのような事態があったということは、大変残念なことでございます。浜田議員から紹介ありましたペナルティーが、民間であれば1人につき月5万円ということであれば、ある新聞社の集計では、再点検した後、3,400幾らの誤差が出たというようなことがあります。それを金額に直すとかなりなものだということですけども。やはりそういったことなしに、障害を持たれている方の雇用をどう進めるか。特に全ての人がそういったことを再認識して、働きやすい環境づくりを整備していき、職務の内容、組織のあり方、そういった部分も検討しながら進めていかなければ、障害者雇用の拡大にはつながってこないじゃないかなというふうに思います。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 農林水産課長。

〔古田修章農林水産課長登壇〕

○農林水産課長（古田修章） 浜田勉議員さんの御質問にお答えいたします。

まず、種子法についてでございますけれども、種子法は昭和27年に制定され、稲、麦、大豆の優良品種の開発と種子の安定供給を都道府県に義務づけることで、食糧増産に大きな役割を果たしてまいりましたが、浜田議員言われましたように、本年の4月1日をもって廃止となっております。また、種子法の廃止に伴って、都道府県による種子の供給体制の後退、種子価格の上昇、特定の民間事業者による種子の独占、種子の国外流出などが懸念されたことで、廃止法案の成立にあわせまして、それらの防止を求める附帯決議が採択されました。そこで、高知県では、稲など主要農作物の優良品種の開発や種子の安定供給は、生産者の経営安定を図る上で極めて重要であり、種子法廃止後もこれまでと同様に県が主体となって種子の安定生産、供給体制を堅持していくことが必要であるとの考えから、生産者や農業団体の要望を踏まえた上で、高知県での種子の生産、供給体制のあり方を検討し、これからも生産者が安心して営農を継続していけるよう、本年4月1日に高知県主要農作物種子生産要綱を制定し、種子法において県が担っていた本県の特性に応じた品種の開発、普及すべき奨励品種の決定、原種・原々種の生産、種子生産ほ場での審査や発芽率の調査などを、引き続き県が行っていくことをその要綱に明記をしております。現在のところ、高知県では条例化まではされていないという

ところでありますけれども、県としましては、この要綱を制定したことによって、種子法施行時と同様に種子の安定生産、供給体制を堅持することはできるとのこととありますので、大きな影響はないものと考えております。

次に、ほ場整備についてでございますけれども、まず浜田議員さんには、片山地区のほ場整備委員会の委員長としまして仮同意の徴集に御尽力をいただきましてありがとうございます。お礼申し上げます。

まず、仮同意の進捗状況についてでございますけれども、同意率は現在、約94%となっております。現在も仮同意徴集も継続しておるところでございますけれども、9月末をもって整備範囲の一定地域を決めるということになりますので、その検討をしているところでございます。

その整備後の農地で何をつくるのかということでございますけれども、その計画につきましては、現在、県やJAと連携しながら、南国市の人・農地プランに参加いただいている担い手の方を中心として、施設園芸による規模拡大、また水稲から高収益な品目への転換等、地域の農業収入をふやし、もうかる農業の実現に向けた具体的な営農計画を検討しているところでございます。現在、高知南国地域の整備区域としての面積は610ヘクタールでございますが、整備後の担い手のモデルといたしまして、施設園芸、露地野菜、水稲などの複合経営によって、もうかる農業の実現ができる組織や法人などを育成していきたいと考えております。浜田議員が言われるように、確かに稲作につきましては、米価の低迷、直接支払い交付金の廃止など、ますます経営的に成り立たない厳しい状況とはなっておりますが、連作障害や病虫害対策としてのブロックローテーションの面から考えても、稲作を本市農業にとっての重要な位置づけから外すということとはできないものと考えております。ほ場整備での大区画化によって、効率化、低コスト化が図れることで、採算制の高い稲作ということも可能となりますし、主食用米からWC S、飼料用米のような新規需要米への転換を図るとともに、裏作での高収益な品目を導入・栽培することで、さらなるもうかる農業の実現も可能と考えております。また、市といたしましても、この国営ほ場整備事業を契機とした、南国市におけるもうかる農業の実現に向けて取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 浜田勉議員。

○17番（浜田 勉） お答えをいただきました。お答えについて、私は日本でどうするといふぐらいの準備まで行っておりませんが、私は種子法における要綱の問題、要綱でも御心配なくというお言葉でありましたけれども、私は要綱の持っている限界、つまりまあ言えば内部的な申し合わせ、内部拘束、外的には縛りもありませんし、責任も余り存在しない。もっ

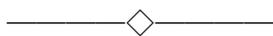
たとえば、財政的に補償されたということ、これなかなか難しい。要綱の範囲はその程度。つまり、条例や法律というふうになれば、それを権限として行使することができる、あるいは受けることができるというふうになってくるわけでありますから、私はやはり要綱で甘んじるなど、要綱は俺がつくったから大丈夫なんていう、甘ったらいことを言うなよというふうなことを言っておきたいと思います。

それから、競争力という言葉が農業の分野で出されてきて、民間への払い下げ問題が出された種子法の問題、これが言葉を変えれば、今度はもうける農業というふうに言葉が変わってきております。これももうける農業というふうに国はぺらぺらぺらぺら言うけれども、もうけない農業じゃないんですか、実際は。だから、そういう点で、じゃあもうける農業って、農政局なら農政局が責任を持ってそれを整理をして指導をする。例えばほ場整備についてはそう、それから地域農政局がやる。山田の分室じゃ、算にならんと思います。そういうふうなことを考えて、農政局がそういう国の農業政策、もうける農業を言うならば、もうける形のものを実践的に証明していただきたいということを、今後、国との会合の中では、そういう質問やそういう意見があったと、相当かっかして、かっかがきて言いよったということ、課長は悠々と行っていただきたいと思います。

以上で、思いのたけは終わります。ありがとうございました。

○議長（岡崎純男） 10分間休憩します。

午後1時55分 休憩



午後2時5分 再開

○議長（岡崎純男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。16番浜田和子議員。

〔16番 浜田和子議員発言席〕

○16番（浜田和子） 公明党の浜田でございます。一般質問3日目の最終となりました。お疲れだとは思いますが、よろしく願いをいたします。

まず、働き方ということでお伺いをいたします。

高齢化や少子化、生産年齢人口の減少といった時代背景のもと、国は働き方改革を進めています。さまざまな課題を取り上げて、法整備がなされている中、公務員はその対象外です。公務員といえば、時間から時間働いたら定時には帰宅できるし、有給休暇もしっかりとれて、人生を楽しみながら仕事ができるというようなイメージが昔はございました。しかし、近年、私

も再三、夜間に市役所の前を通行することがございますが、いつもどこかの電気がついていません。いつも誰かが残業しておられる様子が伺えます。さまざまな納付書などを一斉に作成しなければならないような時期は、なおさらに忙しいことと思います。職員数も以前より大幅に減少する中、仕事内容は多くなってるというのが現実ではないかと感じております。働き方改革の対象とならない公務員だからこそ、現代におきましては、市役所として職員のさまざまな課題に向かい合い、働き方を精査しなければならないと思うところでございます。

そこでお伺いいたしますが、庁内でどの部署がどの時期にどれだけ忙しいのか、また人手が足りているのかどうか、各課の状況を総務課長は把握しておられますか。

○議長（岡崎純男） 総務課長。

○参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長（西山明彦） 職員の時間外勤務につきましては、毎月、安全衛生委員会を開催しておりますけれども、それに向けて法定の時間数を超えた職員について、毎月産業医との面談を実施するなど、実態の把握に努めております。

また、日々の宿直の日誌において、それぞれの部署の庁舎退庁時刻を確認しております。その中で、目立って退出時刻の遅い部署があることも確認しておりますが、その要因は業務が集中する時期であるということ、それからその他に産休・育休や病気休業などで休業職員が発生している部署に負担がかかっているというようなことが考えられると感じております。

○議長（岡崎純男） 浜田和子議員。

○16番（浜田和子） それでは、本年度におきまして、1カ月間の残業時間が一番多い人は何時間の残業になっているのでしょうか。

○議長（岡崎純男） 総務課長。

○参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長（西山明彦） 本年度につきましては、まだ7月までのものになりますけれども、時間外勤務が一番多かったのは、4月に会計課の職員で146時間となっております。

○議長（岡崎純男） 浜田和子議員。

○16番（浜田和子） 146時間、大分の残業時間なんですけど、この方が一番多いということですから、それに近い職員の方もほかに何名もいらっしゃるんじゃないかと思いますが、そういうことに対しては、総務課長はどのように思われますか。

○議長（岡崎純男） 総務課長。

○参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長（西山明彦） 今言った146時間というのは、4月の年度当初で、人事異動もありまして、そういった関係で多くなったのではないかなという

ふうに思っております。そのほかにも100時間を超える方が毎月出たりとかいうことでございますが、そういったあたりを人員不足であるのか、業務の改善が必要なのかというようなことは、ちょっと精査していく必要があるかなと思っております。

○議長（岡崎純男） 浜田和子議員。

○16番（浜田和子） 臨時職員の方々も頑張ってくださってることと思いますが、どうしても責任ある立場の人が最後まで頑張らなくてはならないようになってしまおうと思います。あげくに、メンタル面で心配になることも起こるのではないのでしょうか。原因が残業であるなしにかかわらず、今そういった方は何名おられるのでしょうか。

○議長（岡崎純男） 総務課長。

○参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長（西山明彦） 本年の4月1日現在は4人でございましたが、最新の9月1日現在では1人となっております。

○議長（岡崎純男） 浜田和子議員。

○16番（浜田和子） その方々へはどのようなフォローがなされているのでしょうか。

○議長（岡崎純男） 総務課長。

○参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長（西山明彦） 当該職員の所属長あるいは係長と総務課の職員が本人と面談したり、あるいは主治医と面談したりしております。また、職場復帰に向けまして、御本人、それから主治医と相談しながら、本人の同意のもと、復職支援プログラムを作成し、徐々に職場・職務になれていただくようにしております。通常は約1カ月かけて、まず2時間程度から始めて、次に半日、それから6時間、1日というように、徐々に時間をふやす、業務をふやすというような形をとって、職場復帰を目指すようにしております。

○議長（岡崎純男） 浜田和子議員。

○16番（浜田和子） まずは、所属長や総務課職員係が対応しているようではございますけれども、今、何かが起こったときに、相談をしたいといったときに、手があいてるのか担当、というようなことに気を使いながら相談することにもなろうかと思います。ここが相談窓口であると明確にし、いつでも可能な部署を設定したほうがいいのではないかと私は思います。市民課が、今回、窓口業務のうち郵送による証明書交付申請に係る業務を委託することにしたのも、忙しさの解消の一つの手だてだとも思います。また、各課におきましては、余り残業がないところもあることと思われまふ。その中には、忙しい部署の仕事を手助けできる職員もおられるかもしれません。そういった実態を把握して、助け合う仕組みといったようなことはなされているのでしょうか。

○議長（岡崎純男） 総務課長。

○参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長（西山明彦） 例えば、課税時期に、異動した元税務課職員に税務課の事務を応援を依頼するという事など、一定のライセンスやセキュリティーの問題もございますけれども、そういったことを考慮した上で、できる限り課を超えた応援態勢を行うように努めております。特に4月の定期異動後は、こういった相互協力を所属長間で رفتりして対応するようにしております。

○議長（岡崎純男） 浜田和子議員。

○16番（浜田和子） 政府が行っている働き方改革の中には、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現なども打ち出されておまして、具体的に労働時間に関する制度の見直しや、勤務間インターバル制度の普及促進等がなされようとしています。南国市におきましても、忙しい職員の心と体を守るために、そういったことを参考にして、職員の勤務に関する制度を検討すべきではないかと思いますが、総務課長の御所見をお伺いいたします。

○議長（岡崎純男） 総務課長。

○参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長（西山明彦） 公務職場における労働時間につきましては、関係法令に基づいて条例改正を行っておりますが、勤務時間につきましては、人員体制の問題も直結しており、適正な人員配置になるように心がけてしておりますが。なお浜田議員から今御紹介がありました、勤務間インターバル制度についてでございますが、勤務間インターバルというのは、前日の終業時刻から翌日の始業時刻の間に一定時間の休息を確保するという事。例えば、前日午後11時、23時まで勤務したら、その後、11時間の休憩を挟んで、午前10時までは勤務させないということで、始業時刻の8時30分過ぎても勤務させてはならないというような制度でございますが。この勤務間インターバル制度が、法改正により事業主の努力義務となることになっております。これを公務職場で導入するためには、一定の人員も必要となりますが、とりわけ今現在、公務職場では基本的に人事院の勧告や報告に基づいて、政府が法制化しており、基本的には国の制度に基づいて方針もそういった移行をしていくというようなことですが、今後、そういったことで政府の今後の推移を見ていく必要があるというふうに思いますが。いずれにいたしましても、職員の健康維持のためには、こういった方法も一つの解決策ではないかなというふうに思います。

○議長（岡崎純男） 浜田和子議員。

○16番（浜田和子） ここは一般企業ではありませんので、なかなかその導入ということにはならないと思うんですけれども。やはり職員のそういう健康維持、心と体を守っていくと

ということの観点から、南国市独自として、様子を見てからというんじゃなくって、直ちにこうということについて、南国市独自としては何ができるかなということを考えていただきたいというふうには思いますので、今後というか、市長と一緒に考えてください、職員を守るために。

次に、障害者雇用につきましてもお伺いをしたいと思います。

自治体での雇用率は、先ほどからも出ておりますけれども、4月より、これまでより0.2%多くなり2.5%となっております。南国市は、障害者の雇用については達成しているというふうにお答えになっておりますけれども、途中退職者もいるかもしれませんので、今現在どうかということについてお伺いをしたいと思います。

○議長（岡崎純男） 総務課長。

○参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長（西山明彦） 本年の6月1日現在で2.51と申し上げましたけれども、その後、変化はありませんので、今現在も達成しております。

○議長（岡崎純男） 浜田和子議員。

○16番（浜田和子） それでは、障害を持たれている方、この方たち、何回も何回も挑戦して公務員になれたという場合は、本当にその職場をかち得た喜びっていうのが大きい、そういう中で入庁してくださっていると。まあ一般の方も喜んで来てくださっていると思いますけれども、障害を持たれる方っていうのは特に、そういう職場を得たということは大変うれしいわけです。その方々が、ひょっとして途中で退職するということになってはならないと思うんですが、そうならないためにどのようなことを気遣っておられますか、総務課長。

○議長（岡崎純男） 総務課長。

○参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長（西山明彦） 障害を持った方に限らず、例えば人事異動では異動調書により異動に関する希望を受け付けて、本人の希望を考慮するようにいたしております。また、休職した職員につきましても、配慮するように心がけております。障害を持った方につきましては、例えば、日常業務がデスクワークばかりの職場を選択する、できる限りそういった配慮もするようにし、障害に応じた職場環境になるように気をつけるように心がけております。

○議長（岡崎純男） 浜田和子議員。

○16番（浜田和子） 総務課長、先ほどからの質問でも障害者に合った仕事をつくっていくということの御努力もされているようには思いますけれども、それとは別に、職場でパワハラがあったりするような場合も想定されて考えておられるのかっていうことをお伺いしたいです。

○議長（岡崎純男） 総務課長。

○参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長（西山明彦） これまで、そういったことは想定しておりませんでした。

○議長（岡崎純男） 浜田和子議員。

○16番（浜田和子） 多分、パワハラがあるというようなことはお考えになっていないから、それはできていないというふうに思うんですけども、その対応もやはり考えておいたほうがいいと思います。人間同士のことでですから、全く起こらないということは言えないと思いますので、ぜひそれはよろしくお願ひしたいと思います。

ハラスメントというのはさまざまございますが、これはそんなつもりではなかったと言っても、受け取り側が傷ついてしまったらそういうことになるんですね。しっかりと状況を把握するためには、被害を受けた側の思いを聞き取る作業が要ります。弱い立場の人は、いろいろ質問しても、すぐには言葉が返せません。じっくりと言葉を待って聞き取らなくてはなりません。私もせっかちなほうですから、これはどうなのって聞いて、すぐ返事がなかったら畳みかけて、ほんならこれはどうっていうふうに聞いてしまいますけれども、一度声かけをしたら、返事が返ってくるまで5分でも待つという、そういう忍耐を持った対応というか、そういうことも含めて考えておかなければならないと思います。

そのことと、南国市では、障害者の方々に対してだけでなく、これまでは臨時職員の方に対してもパワハラがなされた経過があると思いますが、そういったことの原因がどこにあると思われませんか。

○議長（岡崎純男） 総務課長。

○参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長（西山明彦） 具体的にパワハラということを確認したことはございませんけれども、悩みを含めまして、職員からのさまざまな相談を総務課で受けており、そのような相談があった場合は、総務課で対応するようにしております。今後ともハラスメントがないよう、職員への研修等による周知徹底を図ってまいりたいと考えております。

○議長（岡崎純男） 浜田和子議員。

○16番（浜田和子） パワハラの確認をしたことがないということですけども、そういう認識がない。そのこと自体が実は問題だと私は思っています。あったと私は思っておりますので。そのところが目を向けられているのかどうかというところは私は指摘をしておきたかったわけです。今、南国市は聴覚障害者に対して大きな理解の輪を広げてくださっています。せんだつても、職員の皆様が庁内での手話の講座に参加していただきまして、聾の方々の実情を

また一步知っていただけたと大変うれしく思い、福祉事務所長にも感謝しているところです。南国市すごい、と思っている一方で、職場内の弱い立場の方々に対するパワハラがないとも言えない現状がございます。このことは十分認識していただきたいところでございます。

とはいえ、現在の状況は、職員数が実際不足しています。そして、職員は疲れぎみです。目の前のやるべきことに一生懸命で、心の余裕なんてない、そんなふうにも見えます。後輩の育成や庁内の気風の変革ができていないと思います。一般質問の初日にさまざまな指摘がなされておりましたが、それが今の現状の姿です。こういった問題を解決するために、市長はどのような取り組みをお考えでしょうか。

○議長（岡崎純男） 市長。

○市長（平山耕三） 今、職場の状況っていいものは、浜田議員の御指摘のとおり、職員数も以前より大幅に減少し、仕事内容は多くなってきているのが現実ではないかという御指摘もございました。各種事業の増大や事務の複雑化ということがやはりあっておまして、よりきめ細かくなっている業務により、それぞれの職場が多忙となっている現実は否定できないと思っております。また、近年は通常業務以外にも国などから調査依頼が大変多くなっている傾向もございまして、日常業務に忙殺され、職場でのコミュニケーションの時間がとれない。浜田議員のおっしゃったとおり、後輩の育成とか、異動してきた職員への事務の引き継ぎの時間が十分にとれない、そういった声を耳にすることもあります。そういう状況の中で、気持ちにゆとりがなくなり、同僚への配慮が欠けるような態度になってしまうということもあるのではないかと思います。そうした状況を打開するためには、やはり適正な人事配置というものが求められるところでございますが、それと同時に、単純に人員増を求めるだけではなく、職務の重点化や業務遂行におけます目標設定、スケジュール管理、言いかえれば当たり前のことですが、目標達成に向けての計画の策定、日々の業務を計画的に遂行していく、そういったことも徹底する必要があると考えております。そのことによりまして、無秩序な時間外勤務が少なくなり、心に余裕を持つことができる勤務体制となっていくように思いますので、そういったことを職員に徹底してまいりたいと考えております。

また、ハラスメントにつきましてでございますが、パワハラに限らず、それぞれの職場におけます日ごろからの職員相互の注意喚起が必要であると考えます。公務員倫理も、以前、私、継続的な取り組みが必要というふうに申しましたが、このセクハラとかパワハラ、またマタハラなど、職員個々に対する認識を向上させるための継続的な研修というものが重要というふうに思いますし、風通しのよい職場の風土づくりが大切であると考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎純男） 浜田和子議員。

○16番（浜田和子） 風通しのよい職場の風土づくりが大切であるというふうに、最後お答えになりましたが、庁内職員は皆同じ思いだと思います。でも、現実の場でうまく対応できないことがある、そこをどうするかの問題ですよね。例えば、誤解によって問題が起こる場合もあるかもしれません。それでも当事者は苦しんでいますから、それをどうするかです。例えば、変な例ですけど、1足す1は2ということをも1足す1は3と言う人がおったとする。そのときに、1足す1は2ですよと教えるのか、この人はどうして3と言っているのだろうかと寄り添っていけるのかどうか。市長は後者のことができる方だと私は思っています。組織というのは、およそ将たる者の容量以上にはなりません。風通しのよい職場、風土づくりのため、市長がどのように庁内に影響を与えていかれるのか、今後、期待をしたいと思うところです。1足す1は3と言う人が、なぜ3と言っているかというふうに聞き取っていただけるということで、今回、私がなぜこの質問を取り上げたのかと、その辺から考えていただければうれしいと思います。南国市では、忙し過ぎる立場で苦しんでいる職員もいれば、パワハラで退職せざるを得なかった方々がいたと思っているんですけども、この事実をしっかりと受けとめて、これからの職員教育を行っていただきたい。仕事ができるということも大事ですが、職員が人としての成長が図れるように、心を成長させることができるように、まだまだの人も、既に素晴らしい人間性の人も、ともにさらに成長していただきたいと思います。そして、現在の機構体制で果たしているのかどうか、ここも市長として全体感に立って見詰め直していただきたいと思います。思いやりあふれる職場づくりができれば、多くのことが解決できるのではないかと思いますので、ぜひ頑張ってください。

それでは、2つ目の質問に移ります。保幼小の連携・接続につきましてお伺いいたします。

幼児期にふさわしい教育を十分に行うことが、小学校教育との接続を図る上で最も大切なことということが、平成9年10月号の幼稚園児報紙の中で述べられているようです。その後、小1プロブレムが徐々に発生し、平成11年以降、保幼小連携の必要性が大きく言われ始め、現在に至っていると認識しているところでございます。平成29年3月に文科省が、小学校学習指導要領とともに幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型こども園教育・保育要領の改正を告示したことを受けて、高知県教育委員会も高知県保幼小接続期実践プランを作成しております。これらのことを踏まえまして、幾つかの質問をさせていただきます。

南国市はこれまで、就学前の子供たちと小学校の連携はどのように行ってきたのか。また、

現在どのようなことが行われているのかを、子育て支援課長と学校教育課長、お二人にお尋ねをいたします。

○議長（岡崎純男） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸） 保幼小連携につきまして御答弁申し上げます。

既に浜田和子議員におかれましても御承知のとおり、繰り返しにはなりますけれども、南国市教育行政方針でもございます、0歳から15歳までの乳児、幼児、児童生徒の学びや育ちの連続性と一貫性の確保を目指しました保育、教育の推進におきまして、全ての保育所、保育園、幼稚園が共通理解を持って連携、交流を積極的に進めていくための指導指針になります、南国市保幼小連携プログラム、こちらになりますけれども、これが平成26年1月に作成をしたものでございます。このプログラムに基づきまして、接続期カリキュラムやスタートカリキュラムといった実践を通しまして、小学校への接続がスムーズにできますように、また先ほど御指摘がありました小1プロブレムという問題が克服できますように、連携を図りながら取り組んでいるところでございます。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（田内理香） 子育て支援課からは具体の事例をお答えいたします。

幼児と児童の交流活動としまして、運動会や発表会など行事における交流、給食、読み聞かせ、避難訓練などの交流、また小学校の学習に児童が参加をしたりしております。また、小学校からは園の活動や遊びにも参加をしております。そして、保育者と小学校教員の交流としましては、保幼小連絡協議会、また幼児教育研究会での研修、そして研究授業への参加、行事への参加、また保育体験などを実施しております。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 浜田和子議員。

○16番（浜田和子） ありがとうございます。保育所には少ないかもしれませんが、幼稚園や認定こども園の子供たちは、幾つかの校区の子供がまざっているのではないかと思います。それぞれに対応できているのでしょうか。子育て支援課長に御答弁お願いいたします。

○議長（岡崎純男） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（田内理香） 保育所においてもさまざまな校区の児童が利用しております。小学校との連携については、同じ小学校校区、または中学校校区の小学校との連携、交流が確かに中心となっております。校区外の小学校との連携は、それぞれの保育施設、それぞれの小学校によって若干取り組み状況が違う場合があると思われま。校区外の小学校との連携につきましては、1日入学における小学校訪問や、配慮が必要な児童においては毎月学校訪問を行

い、学校になれるような取り組みを行っている保育施設もあります。また、認定こども園を含む全ての保育施設において、児童が入学する全ての小学校と児童の情報共有を行い、また配慮の必要な児童については引き継ぎシートによる情報提供を行っております。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 浜田和子議員。

○16番（浜田和子） 御答弁聞いていましたら、できてるところもできてないところも、ひょっとしてあるというふうな感じには聞こえたんですが、そうなんですか。

○議長（岡崎純男） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（田内理香） 基本的には交流を図っております。ただ、回数であったり内容が違うということはあると思います。

○議長（岡崎純男） 浜田和子議員。

○16番（浜田和子） その場合、保育所、幼稚園等から要請があった場合に、子育て支援課なり学校教育課のほうで、そのことを推進していただけますか。受け入れられないよというようなことがないようにしていただけたらと思うんですが、よろしいでしょうか、その辺は。

○議長（岡崎純男） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸） 障壁のない連携というところで、本当に忌憚なく保育所、保育園、幼稚園から御要望いただけたら、小学校は絶対に応えてくれると信じておりますので、ぜひそうした、もし連携の必要性がありましたら、積極的にお声かけいただければと思っております。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 浜田和子議員。

○16番（浜田和子） ありがとうございます。それでは、先ほど子育て支援課長のほうから、これまでにやってこられたことのお話があったんですけども、小学校教員が保育所、幼稚園なり出向いて、保育者、幼稚園の先生ですね、ともに保育を体験し、幼児の姿、園生活について知るための1日保育者体験というようなことは、これまでに行われてきたのでしょうか。学校教育課長、お願いします。

○議長（岡崎純男） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸） 御質問の1日保育者体験ですけれども、おかげさまで実践する小学校がふえてまいりました。確認をしましても、複数の学校がそのような体験活動を行っております。児童理解を深め、切れ目のない支援体制を構築するためにも、大変有効な取り組みだと考えております。一例を御紹介申し上げますと、日章小学校では、夏休み期間中を利用して、全教職員があげぼの保育所に出向きまして、年長のクラスだけでなく、全

クラスで保育者体験を行っているというふうな取り組みも聞いておるところでございます。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 浜田和子議員。

○16番（浜田和子） この事業が徐々に進んでいるということをお伺いしましたので、うれしく思うんですけども。先ほども言ったように、校区の違う子供なんかもいるわけですよね。ですから、日章の先生方が、あけぼのだけじゃなくて、今後來られる保育園とかあれば、それぞれがちょっと違うと思うんです、内容が。だから、そこで子供たちがどんなふうに行っているのか、そしてまた先生方がどんな思いで幼児教育やっているのかっていうことは、あちこち知ってたほうが良いと思うんです。そこへ、想定して、次はこの子が来るなっていうことがわかっているところには先生方に行ってくださいということができれば、お忙しいとは思いますが、できればいいなというふうに思いますので、今後の御努力をどうぞよろしくお願いをいたします。

今、国は幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿を明確化し、県の実践プランにも示されていますが、南国市の保育や幼稚園では、今後、これら一つ一つに対して具体的にどのように取り組んでいこうとされているのかを、子育て支援課長よりお聞かせください。

○議長（岡崎純男） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（田内理香） お答えいたします。高知県保幼小接続期実践プランに先立ちまして、先ほど教育次長よりも答弁がありましたが、南国市では、平成26年1月に教育委員会が作成しました南国市保幼小連携プログラムにより、保育所におきましては、5歳児後半の年間指導計画でありますアプローチカリキュラムを各園で既に作成をしております、小学校との連携、接続を進めてまいりました。今回の高知県保幼小接続期実践プランに基づきましては、今まで作成をしておりますアプローチカリキュラムの保育内容について、毎年見直し・更新をしておりますが、見直しをするとともに、今回、設定しました保育内容に該当する幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿、これを当てはめまして、幼児がどのような経験を重ねながら10の姿の育ちが促されているのかを捉えるよう、既にほとんどの保育施設におきましては接続期カリキュラムが作成できております。10の姿は、到達すべき目標でなく、個別に取り出されて指導するものでもなく、全ての子供に同じように見られるものではないとなっております。30年3月に南国市教育委員会が作成しました、保幼小接続期実践プラン（南国市の補助資料）というものがありまして、それをもとに保育施設などにおきましては作成をいたしました接続期カリキュラムを意識しながら保育を実践し、また年には1回、事例をとりながら、その事例を使

った園内研修を実施することとなっております。そして、実施・実践しながら振り返り、見直しを行っていく取り組みを行ってまいります。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 浜田和子議員。

○16番（浜田和子） そのような取り組みを、具体的ですね、健康な心と体という意味では、どういふことを日々保育所や幼稚園でやっているのか。自立心ということでは、どういふことをなされてるのかみたいな、具体的な保育内容というのは御紹介いただけますか。

○議長（岡崎純男） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（田内理香） 既に保幼小接続期カリキュラム、たちばな幼稚園ですが、そちらが作成をしておりますカリキュラムでは、例えば、狙い・内容の点に、自然物や自然現象に心を動かし、遊びの中に生かそうとする。それについては、自分たちが育ててきた作物の収穫を喜ぶ。そのことについては、例えばその収穫を喜ぶことが健康な心と体、また共同性、社会生活のかかわり、自然とかかわり、生命尊重とする10の姿が幾つか含まれておりますので、この狙いに基づいて実践を行っているというところが現状でございます。

○議長（岡崎純男） 浜田和子議員。

○16番（浜田和子） 余り詰めて聞くと大変ですので、その辺にしておきたいと思えますけれども。幼児教育におきましては、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期と捉えての取り組みがなされた後、小学校へと進むわけですが、そこで保幼小の連携、接続がうまくいかなければ、保育現場での取り組みが台なしになってしまいます。そのことがスムーズに行くための手だてとして、先ほど子育て支援課長からも言いましたけれども、就学時引き継ぎシートがあると思うんですが。それを用いた情報交換会をなさってると思うんです。そういう場で、この引き継ぎっていうのは十分にできてると思っていいのでしょうか。学校教育課長にお伺いいたします。

○議長（岡崎純男） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸） 就学時引き継ぎシートの活用の御質問でございますが、児童に関します情報交換や引き継ぎというのは大変もちろん重要でございます。就学時引き継ぎシートというのは、まさに連携のかなめの取り組みだと認識をしております。この就学時引き継ぎシートの活用状況につきまして、高知県内の引き継ぎ率が約50%と言われております中で、南国市ではこの引き継ぎシートの活用率が90%という結果もございますように、連携の意識、それから引き継ぎの意識というのは、非常に南国市は高まっているものと自覚しております。しかしながら、この就学時引き継ぎシートは、家庭と、それから保育所・保育園、

幼稚園、小学校と3者がきちんと連合し合って引き継がれていく大事なものでございまして、当該保護者の、まずは御了解がなければ活用することはできませんので、まずその保護者に御理解をいただき、これを活用して、しっかり引き継ぎをしますというような御了解を取りつけることが、まずは大事な取り組みだと思っておりますし。南国市は、教育行政方針に従いまして、活用率100%を目指して、啓発等により一層取り組んでいかなければならないというふうを考えているところでございます。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 浜田和子議員。

○16番（浜田和子） すばらしい南国市の状況を教えていただけてうれしいんですけども、この情報交換会っていうのは、2月か遅くとも3月には行われると思うんですが、学校の先生方は4月に人事異動があるんですね。せっかく情報交換会で保育や幼稚園から出てきた情報を引き継いだ先生方が4月にかわったということもあろうと思うんですが、そういうときに、その情報がしっかりと伝わっていなかったというような問題は、事例、ありませんでしょうか。

○議長（岡崎純男） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸） 浜田和子議員の御指摘のとおり、引き継ぎ等、情報伝達が十分にできていなかったという事例、正直ございます。例えば、教職員の人事異動、おっしゃられましたとおり、4月ですね、一番問題は。それと、年度途中で担任がかわった場合に、講師等に引き継ぎがというようなことが、正直生じておりました。そこで、その対策として、学校は複数の者でまず引き継ぎを行うこと、そして口頭ではなく文書による引き継ぎを行うこと、そして一番大事ですが、決して個人ではなく、組織的な引き継ぎが行われるように、学校にはお願いをしているところでございます。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 浜田和子議員。

○16番（浜田和子） 保護者の方の了解も得なければできないという引き継ぎですから、子供さんにアレルギーだとか障害だとかあられる方は特に、引き継いでいただきたいという思いもあられると思いますのでね。それが引き継がれなかつても、すぐには解消することだと思えますけれども、病気の場合なんかには問題があつたりしては大変ですので、そういう対策もとられるということですので、ぜひ、一つもそのような例が出ないように、どうか予防策をよろしくお願いをしたいと思います。

自分たちがここまで育ててきた子供を小学校に入ってからももっともっと伸ばしてほしいという思いが強い保幼の先生方は、保幼小接続に関して、受け入れ小学校の先生方より意識が高いというのが、ベネッセ教育総合研究所での指摘でございます。私も現実にそうだろうという

ふうに感じているところです。小学校の先生方と保育者との充実した話し合い、これも保育者が納得するまでしていただければと願っているところです。

さて、平成29年度南国市教育委員会の自己点検評価シートによれば、発達障害など、個別に特別な支援、配慮を行っていかねばならない児童生徒が急増してきている旨が記載されております。チェックリストにより疑いのある児童生徒は、29年度には398名とございました。当然、1年生として入学してくる子供さんの中にも何名か存在すると思います。保育所や幼稚園でそれらの子供たちがどのように育てられてきたのか、学校側はしっかりと把握しなければなりません。全ての子供たちは、障害があろうとなかろうと一人一人の個性は違うはずで、一人一人の個性をしっかりと捉えて、その子のよさを引き出し、生きる力を養っていくということにおいては、発達障害など弱い部分を持っている子供さんならなおさら、教師が一人一人に寄り添って、その子の幸せな人生の基礎を築いていかねばなりません。幼児期の保育者がその思いで見守ってきた子供が、小学校でもしっかりと接続されていかねばならないわけです。間違っても、その子供たちをどのように扱っていいかなどと思う先生はいないと思いますが、先生も人ですし、さまざまな方が存在することだと思います。発達障害やアレルギーなどに関する正しい知識を持っておられることとはと思いますが、実践ができていない先生方もいるのではないかと私は思っています。わかっているかもしれませんが、その上でまださらに学んでいただける場を教育委員会でつくっていただきたいと思います。その狙いは、全ての子供の幸せを願う心を先生方に育てる作業です。先生方の忙しさを思えば、とても大変な取り組みとなりますが、このことにつきまして、学校教育課長の御所見をお伺いいたします。

○議長（岡崎純男） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸） 学校には特別支援教育を推進します特別教育支援コーディネーター、それからアレルギー等の児童生徒の健康管理を行います養護教諭、栄養教諭等を配置しておりますが、校内におきましては、そうした担当者が専門的な外部講師を招聘しまして校内研修を行うなど、まずOJTとして全教職員が理解とスキルアップを図る機会を設けてございます。また、夏季休業中には、高知県教育センター等が主催をします専門研修も数多く開催されておりました、そうした機会も利用して、教職員の育成を図っているところでございます。

しかしながら、御指摘のとおり、若年教諭がふえまして、知識や経験の浅いことから、実践に戸惑う教職員も正直少なくございません。浜田和子議員の御指摘のとおり、保育所、保育園、幼稚園で大切に育てられました児童が引き続き小中学校でも継続して伸びていきますように、

若年教員の育成という視点からもOJTの活性化や研修の充実に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 浜田和子議員。

○16番（浜田和子） ぜひよろしく願いいたします。

働き方改革の手が差し伸べられにくい学校現場ではございますが、国の指針といたしまして、統合型校務支援システムの導入促進を図り、教員の業務の効率化を図ろうとしているところでございますが、これによって、教師が今まで以上に子供たちに向き合う時間が生み出せることを願いたいと思います。平成30年度予算には、都道府県単位での取り組みの実施に必要な経費が計上されていると思いますが、南国市も予算化してますかね、その中で、この取り組みに対する課長の御所見をお願いいたします。

○議長（岡崎純男） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸） 統合型校務支援システムの導入につきましては、その大きな目的が、先ほど浜田和子議員がおっしゃられましたとおり、教員の日々の授業以外の事務的業務を情報システムに集約し電子化することで、学校現場の授業以外の業務負担軽減と効率化を図り、教員が児童生徒に向き合う時間の創出や教育の質・授業の質の向上につなげていくものでございます。さらに、学校間の横の連携だけでなく、進学先の学校種間の縦の連携を図ることも大変有効でございます。児童生徒の情報の確実な共有と円滑な引き継ぎによる教育の質の向上を図ることも大変大きく期待をしているところでございます。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 浜田和子議員。

○16番（浜田和子） 保育者も教員もともに子供にとって一番の環境でございます。その環境がよりよいものとなっていくことが、何よりも重要な課題だと思うところでございます。子供をどう育てるか、生徒指導に力を入れるというその前に、保育者、教員がみずからの人間的成長を図っていくこと、教育者自身がどうあるべきか、これが教育委員会の目指さなければならぬ課題だと思いますが、教育長の御所見をお伺いいたします。

○議長（岡崎純男） 教育長。

○教育長（大野吉彦） 浜田和子議員さんのおっしゃられますとおり、子供たちにとりまして、保育者、教職員はまさに一番の教育環境でございます。子供たちにしっかり寄り添い、子供たちから出会えてよかったと思ってもらえる保育者、教職員として、しっかり努めていくことでございます。例えば、一昨日、前田議員さんが言われました学校歯科健診につきましては、私

の現役時も今も同じでございますが、年度当初の学校歯科医による健診結果は、検査直後の治療勧告書を含め、電話連絡や夏季休業前の期末懇談時に保護者に直接受診を勧めたりしながら、フォローに努めてまいりました。長い人生を生きていくために絶対必要な大切な歯をなくさないように、学校現場ではしっかり指導し、フォローに努めてまいりましたところでございます。しかも、これは子供の責任ではなく、経済的なことや仕事が忙しくてなど、保護者の事情で受診できない状況がございました。しかし、現在は義務教育の間は医療費は無料でございますので、最大限、その制度、恩恵を活用していただきたいと思うところでございますが、そのような中でも、各家庭、保護者によりましては、歯磨き等、基本的な生活習慣ができていないことや、ネグレクト等により受診できない状況があるのではないかと考えるところございまして、今後も継続して家庭との取り組みを進めてまいりたいと思っております。

これらの対応も踏まえまして、学校の働き方改革による中央教育審議会の答申におきまして、子供たちがより充実した学校生活を送るためにも、保育者、教職員が健康で心にゆとりを持って子供たちと向き合う環境づくりが必要であると言われております。保育者、教職員がゆとりを持ち、日々の生活の質や保育者、教職員の人生を豊かにすることで、みずからの人間性を高め、人間的成長をすることが、南国市の子供たちへの効果的な教育活動を行うことができ、保育・教育の充実につながることを考えているところでございます。以前から私のほうが述べさせていただいておりますが、この先生に出会えてよかった、この保育所・保育園・幼稚園・学校で学べてよかった、南国市に生まれ育ってよかったと、一人でも多くのお子さんにそう思ってもらえるような保育・教育を目指し、さらに保幼小中の連携、接続をしっかり行ってまいりたいと考えております。そして、保育者、教職員が南国市の保育所・保育園・幼稚園・小中学校で働くことに生きがいを感じ、充実した生活の中で、子供たちとともに保育者、教職員自身も人間的成長を果たしていけるような、そうした環境づくりに南国市教育委員会といたしましてもさらに努力をしてまいりたいと思っております。どうか、浜田和子議員さんを初め市議会の皆様方のより一層の御理解と御支援をよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 浜田和子議員。

○16番（浜田和子） 本日いただいた御答弁に大きな希望を持って、今後の子供たちを見守っていきたいと思います。

以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

＊

○議長（岡崎純男） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと

思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

明14日の議事日程は、一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて延会いたします。

御苦労さまでした。

午後 2 時58分 延会